

第百五十六回
会

参議院財政金融委員会會議録第七号

平成十五年四月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十七日
辞任

補欠選任

峰崎 直樹君

藤原 正司君

三月二十八日
辞任

補欠選任

藤原 正司君

峰崎 直樹君

四月十五日
辞任

補欠選任

池田 幹幸君

市田 忠義君

四月十六日
辞任

補欠選任

市田 忠義君

池田 幹幸君

出席者は左のとおり。

委員長

柳田 稔君

理事

入澤 肇君
尾辻 秀久君
林 芳正君
円より子君
浜田卓二郎君

委員

佐藤 泰三君
清水 達雄君
田村耕太郎君
中島 啓雄君
溝手 顕正君
森山 裕君
若林 正俊君
大塚 耕平君
勝木 健司君

衆議院議員

発議者

修正案提出者

国務大臣

財務大臣

国務大臣

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

金融庁総務企画局長

金融庁証券取引等監視委員会事務局長

参考人

中小企業庁事業環境部長

中央大学総合政策学部教授

日本銀行総裁

○政府参考人の出席要求に関する件
本日の会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件
○財政及び金融等に関する調査
(「リレーショナルシップバンキングの機能強化に向けて」に関する件)
(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件)

○酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(衆議院提出)

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長藤原隆君外二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(柳田稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として中央大学総合政策学部教授堀内昭義君及び日本銀行総裁堀井俊彦君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、「リレーショナルシップバンキングの機能強化に向けて」に関する件について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○堀井充君 おはようございます。

まず、竹中大臣に私、御礼を申し上げたいのは、このリレーショナルシップバンキングの中に、我々がずっと主張してまいりました金融アセスメント法案の趣旨を盛り込んでいただいた。本当にありがたうございました。あともう一つお願いは、是非実効性のあるものにしていただきたいと思っております。今日はその点についても議論をさせていただきたいと思っております。

その中で、まずひとつ経緯を教えてください。いんですが、我々はずっと金融アセスメント法案の必要性というものを主張してまいりました。竹中大臣の前の柳澤金融担当大臣の時代から、これは規制をするものであって、こういう法律は必要がないんだと、こういう考え方は余り、こういうやり方は良くないんだというのをずっと言われ続けておりました。別に方向転換したことを否定しているわけでも何でもなくて、どういう経緯があって、それから、昨年、ちよつと正確なことを忘れてしまつたんですが、一昨年から、我々がモデルにしたアメリカの地域再投資法、そのの勉強会も金融庁の中で行われたようなんですけども、その地域再投資法についても否定的な意見が多かつたように思うんですが、その辺のところを踏まえて、どういう経過でこの趣旨が盛り込まれたのか、その辺について教えていただければと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 恐らく金融の問題を考

えている人間の多くの思いは、日本の金融システムを本場に強固なものにしたいと、世界から評価されるものにしたいと。同時に、金融というのは世界のどの国を見てもやはり非常に国民生活に密着したものであって、特に地域の中小企業等々の金融問題に関しては、これはきっちりとお金が流れるような、そこで地域が発展していけるようなものになりたい。その思いは、過去の金融庁、柳澤大臣ももちろん、全員同じであったというふう

に思っております。そのときに、いろんな政策議論の過程では、察しますに、市場メカニズムの中に政府がどのような形で介入していくのかと。市場メカニズムをもちろん尊重する、しかしその中で、その実態に合わせたよりきめ細かな対応というのをどのようなレベルで行うのか、法律で縛って行うのか、それともガイドライン的なものでいろいろ調整をしていくのか、そういった点に関しては、これは今でも様々な議論があるというふうに私は認識しております。

後ほど堀内先生の方から、審議会の中でも多分いろんな議論があったというふうに承知をしておりますけれども、そうした中で、私自身が、昨年の九月三十日に金融担当大臣を仰せ付かったときに、この問題を少し明示的に議論してみたいと。グローバルパンキングに対してリレーションシップパンキング、この実はリレーションシップパンキングという言葉は、私の記憶違いでなければ堀内先生が経済セミナーか何かにお書きになっていたものの中に現れた言葉で、私自身大変頭に残った言葉なんです、そういったものを少し明示的に取り上げてみようではないかと。それは恐らく、櫻井委員始め皆様方が以前から主張しておられたことと気持ちの上では重なるものがあつたのだというふうに思います。そうした経緯もありまして、堀内先生に是非この委員会の取りまとめ役をお願いしたいと、私自身も強く思いました。その思いでは、変更と申し上げるのが適切かどうか私にはよく分かりませんが、かねてからやは

り政策の担当者の思いの中にあつたものを、少し踏み込んで明示的に議論をして今回のような形と解を賜りたいと思います。

○櫻井充君 大臣、今、法律というお話がございました。私、野党の人間として、与党の方々として行政の方々と立場が全く違うのは、我々には行政権限というのがないですね。つまり、我々が主張するときに、政策という形で発表するか、若しくは法律という形を作つて発表するか、それしか方法がないわけです。ましてや行政側を、まあかなり意見を、いろんなことを言うとか動かせないという形になつてくると、広く自分たちの意見を知つていただくという点で言う、法律を作つてくるということが私は政治の在り方からすると一番はつきりするのかなと、そういう気がしています。

今回、この法律を作つたことによつて、元々、中小企業家同友会を中心とする中小企業の方々が署名活動をするとは言つていたんですけれども、法律ができたということによつてその運動論の展開というのは全然違つてきました。そして、ましてやこの法律案があつたからこそ、六百を超える地方議会がこの法律案の早期制定をという意見書も採択されていくということがあつて、政治的な手法でいうと、我々はやはり法律を作つていくというやり方に頼らざるを得ないんじゃないだろうかと気がしています。

ですから、これはあくまで私の感想ですから、そういう意味で立場がやはり若干違つていて、行政側の権限でもって、例えば通達とかそういうやり方であるような手法を持つていらつしやる行政側と、我々はそういう権限がありませんから、どうしても法律を作らざるを得ないという、その違いというのは出てくるんじゃないかなと、そういう気がしています。

それで、後、堀内先生にお伺いしたいんですけども、その審議会の中で金融アクセスメント法案

というものが出てきたのかどうか。それから、こういう趣旨が盛り込まれた、そこら辺の詳しい経緯についてちよつと教えていただけますでしょうか。

○参考人(堀内昭義君) お答えします。

リレーションシップパンキングのあり方に関するワーキンググループにおきましてもこの議論が取り上げられました。アメリカの地域再投資法とか、あるいは民主党その他の党から提案された法案について若干の議論がありまして、我々としては、竹中大臣もお話になつたように、この問題について非常に深い関心を持つておりまして、地域懇談会や何かでもこの問題について議論いたしましたが、金融機関の方々は、地域貢献とあるいは地域との密着の関係、非常に密接な関係ということについて非常に強調されておられますけれども、我々の印象では、まだまだ御自分たちがどういふうに地域の経済に貢献しておられるかということを一般の方々に分かるように情報を開示していないんじゃないかというような意見が出ました。

むしろ、ですから、まず第一には、やはり金融機関の方々が、非常に積極的に地域と自分たちのかわりをどのように理解しておられるか、あるいはどのように貢献しておられるかについて発言してもらいたいと、情報を我々に示してもらいたいということが非常に強く出されたところであります。

それから、地域貢献に関して一定の法的な枠を設けるべきかどうかというような、そういう問題もこれも取り上げられましたが、これはなかなか難しい問題でありまして、地域貢献というのは非常に多様で、なかなか一定の尺度で測定することが難しいということがまず第一にあると思えます。

それから、それぞれの金融機関の経営の健全性とか経営基盤の強化ということが我々にとつても一つ非常に大きな課題ですけれども、そういう課題と、それから特定の地域に対する非常に具体的

的な貢献との間の関係はかなり微妙な関係にあるというふうに思ひまして、これを一律の法的な枠組みの中で律するのは難しいんじゃないのかという御意見も出たと記憶しております。

したがって、私どものワーキンググループでは、報告書に書いてありますけれども、積極的に情報開示をしてもらいたいと、この点についてはですね、そういう金融機関の側の自主的な対応を求めていくということだと思ひます。

これをお願いして、さらに今後そういうものがNPOの組織とかその他第三者機関による評価などにつなげていくのではないかとというふうに期待しております。

以上でございます。

○櫻井充君 ありがとうございます。

そこで、一定の基準をと。昨日も金融庁の方とちよつと話をしたんですけれども、本当に自主的に任せてきちんとした情報公開がされるのかと。これまでもディスクロージャー誌があつたわけですから、そのディスクロージャー誌の中で、ディスクロージャー誌で不十分だということを認識されているからこそ、今回ここに改めて地域貢献に関する情報公開ということを盛り込まれたんだらうと思うんですね。ですから、今までも自主的に金融機関に対して情報公開を積極的に進めてくださいますと、そういう話をしていたにもかかわらず、あのディスクロージャー誌を見ていただければ分かりますが、頭取の顔から役員の体制からどうでもいいような情報が山のように並んでいて、本当にこの地域に対してどういふ活動をしているのかと、そういうことが全く見えないということがございました。

ですから、本当の意味で自主的に任せて可能と判断されているのかどうか、その点について竹中大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) こういう政策の問題の場合に、常にやはり議論になる基本というのはガバナンスの仕組みなんだと思ひます。きちつとした情報開示をしてもらいたいと、これはだれでも

思うことでありますけれども、それをその法律の枠組みで、法律でやるというのは一つのガバナンスでありましょう。いわゆるマーケットのプレッシャーでやるというのも一つのガバナンスでありましょう。私がやはり目指したいのは、言わば成熟した市民社会におけるガバナンスというものなんだと思います。

それは、基本的にはやはり自主的な公開があって、それに対して国民の目という、消費者の目というプレッシャーが働いて、それが更に良い情報公開に結び付いていく、そういうメカニズムで、是非とも成熟した、それこそ行き届いた金融システムに成長してほしいというふうに私自身は思っております。

直接お尋ねの地域貢献に関する情報公開、ディスクロージャー誌がある、今既にあるじゃないかと、それでも十分になっていないじゃないかと。そういう点は、確かに現状ではそういう問題があるかと思えます。

今回、御承知のように、この問題等々に関して我々がアンケート調査を行うということを考えておりまして、これは言わば国民の声をアンケート調査という形で、ひとつ見やすい声、プレッシャーにしようではないかという試みでございまして。そうしたことも重ねながら、我々としてはいい意味で金融機関にやはり競争をさせていただきたい。そのためにリレーションシップバンキングの機能強化計画というのを、これすべてに提出してもらおうわけですから、実はこの点は我々としては物すごく思い切ったことをやったつもりなんです。これ事務的にもこうしたものを消化していくというのは大変なことであるんですけども、強化計画、自分で努力してくれと、それを通して競争していくてくれと。

そうした中で、情報公開等々についても、一方でアンケートというそのボイスを発するような仕組みを作る。そうした中で、従来とは違った非常に前向き、いい意味での競争メカニズムが働いて、その情報公開にしても、地域の貢献にしても、

前向きにいろんなことが進捗していくということを目指しているわけでございます。

○櫻井充君 今、機能強化計画の話になりましたが、この今の金融庁の考え方で、その機能強化計画、金融機関が策定して、あとは金融庁に提出するというようなことなんですかね。

ところが、アメリカの地域再投資法なんかの場合には、支店を出すときには、地域のお金を使ってくる方々、ここだと中小企業の方々とかいうことになるんだらうと思いますが、そういう人々と行政と金融機関ときちんと話し合いをして、この地域に対して自分たちはどういう金融機関であるんだということを宣言する、そういう場があるんだそうなんです。

ですから、今のこの強化計画というのは確かにすばらしいものかもしれないけれども、しかし、我々の今までの感覚で言うと、この強化計画はだれのために作るのかという、地域のためではなくて、決して、金融庁のためにだけ作ってくるんじゃないだろうかと、そういう気がしてならないわけです。

そうすると、地域の人たちの声が反映できるような、まず強化計画を作る際に、例えば商工会議所とか、中小企業の方々が作っている中央会みたいなものとか、そういう人たちも加えて、取りあえずまずその人たちの意見をきちんと聞きなさいと。そういうような場があって、それから行政側として、県なら県になるか、市なら市になるか分からないけれども、町づくりのコンセプトというのがないといけないと思いますから、その場においてこの金融機関がどう役割を果たしていくべきなのかという議論をきちんとしていくべきだと私は思っているんです。

なぜかという、実は昨日、中小企業の方々と、十数人の方と懇談をした際に、地元の金融機関を使っている方って半分以上いらない。宮城県でいうと、例えば岩手県とか秋田県とか、そこを本店に持つ地銀さんとお付き合いをいして、地元の金融機関と半分か付き合っていない

い。今度は、じゃ岩手県に行くかどうかという、ある方がおっしゃって、これはちょっとまあ正確なものではないんですけど、どうも岩手でも同じような傾向があって、岩手を本店としている地元の金融機関以外のところから借りている人たちがかなり多いということなんです。

そうすると、やはり大事なことは、金融機関と地元の経済を支えているような人たちときちんとした形で話し合う場があって、それで初めて地域の活性化というのが成り立っていくんだらうと思うんです。仙台で行われた、あれは公聴会ですか、懇談会ですか、あそこの中でも随分意見が出たと思うんですけども、地域の活性化のために、金融機関とそれから地元の企業とがどうやって支え合って良くしていくことができるのかということが大事なんだという話になっていました。

ですから、この強化計画を出させること自体はすばらしいことですが、金融庁が満足するような内容になるということよりも、地元にとってどういうメリットがあるのか、地元の人たちの意見が是非反映されるような、そういうシステムを作っていたいだきたいと思えます。

○国務大臣(竹中蔵君) 正に櫻井委員が冒頭でおっしゃった、目指しているところは悪くないと、しかしそれが本当にうまく機能するのか、うまく機能するメカニズムをしつかりと作っていくと、そういう御趣旨に沿ったお尋ねであるし、御質問、また同時に若干の懸念があるということであらうかと思えます。

例えば、もしも私が地元の地域金融機関の頭取であるならば、私はこういつた計画を作る際に間違いなく地元の人たちとの対話の場を持つと思います。そういう形が徐々に定着していったらいいなというふうに思うわけです。仮にですけれども、計画に当たっては地元の人と何時間会議を開くと、そのような、ちよつとこれは極端な例ではありますけれども、そういうことを金融庁が述べたとしても、これは実行が伴わなければ、これ

はそれこそ形式要件を満たすだけということにもなりかねません。

我々としては、そういうことで、できれば、行為そのものを具体的に縛るよりも、とにかく自由に創意工夫をしてくださいと。しかし、それに基づいていろんな計画が上がってくる、策定された計画の実施状況は当局において取りまとめ、半年ごとにこれを公表することになっていく。かつ、ここにアンケート調査等々も絡めて、地元の声、ボイスを発するようにしていると。そういうようなメカニズムをうまく組み合わせることによって、ここで我々が目指しているメカニズムがうまくワークしていくと、そういう姿を是非目指したいというふうに思っているわけでありまして。

話合いの場というのは、それはそれで私も大変重要だと思います。計画を作る段階での話合いの場ではございませんけれども、今回のアクションプログラムの中には、例えば創業、新規事業の支援等々に関しては、例の産業クラスターが各地でありますけれども、それをサポートする金融会議をやってみようとか、いろんなマッチングの場というのは別の形で用意をしているつもりでございまして。こういうことを、やはり努力を合わせて結果がよい方に導かれていくように我々としてもしっかりと見ていきたいと思っております。

○櫻井充君 大臣のおっしゃっていることは僕は理想論だと思っていて、それはそれとおりだと思います。

しかし、今までそういうことを経験したことがない人たちが果たしてそういうことができるのかどうかというところに疑問を感じていること、それから、昨日話をした地元の中小企業の方々のいうのは決して経営状況が悪い方々じゃないわけですよ。皆さん、そこそこいい方々が集まっています。でも地元の金融機関に対しての不満というのはすごく強いんですね。仙台の徳陽シティ銀行というのが破綻しましたけれども、その徳陽シティに関して言うと、すごく世話になった、あそこ銀行がつぶれなければもっと経済良かったんじゃない

かという声が圧倒的に多いんですね。

健全性という点では優れているのかもしれないけれども、地元の方々からしてみると決して評価が高くないという実態があります。そうすると、本当にそういうことできちんと話し合いがされているのかという、どうも話し合いがされていないんじゃないだろうか。

ですから、大臣、先ほど市場が決めることだというところもおっしゃっていただきましたけれども、しかし市場が決めるにしても、その市場が決める前にどういう情報が、ちよつと金融アセスの方に戻りますが、どういう情報がまず市場に流れていくのかと、その市場に流すべき情報が実はいろんなところにあるんですよ、本当だったら、本当だったらいろんなところがあるんだけれども、しかしそういうものが流れていきませんよということだつて、メッセージとしては本当は教えてあげないとなかなかできないことというのがあるんだらうと思うんですよ。

ですから、いろんな場面で大臣はよく、市場が決めること、そしてそのところで競争原理が働くことということをおっしゃいますが、ここまで言うと言ひ過ぎかもしれないけれども、ここまで意識の高い人たちが一体どのぐらいいるんだらうかと。そうすると、決してそこまでみんなのレベルがまだ高くないというのがこれ実態なんだと思うんです。ですから、その人たちを育てていって、軌道に乗ったら大臣のおっしゃるとおりですよ、しかし軌道に乗るまでの間はだれかが機関車の役割をしなきゃいけないわけであつて、そういう部分を行政側がある程度のところまでやっていく必要性が私はあるんじゃないのかなという気がするんですが、その辺についていかがでしょう。

○国務大臣(竹中平蔵) 何か、市場メカニズムというふうに言いますと、それが常に完璧に働くというふうな誤解を与えがちであるんですけれども、私はそういうことはもちろん全く思っておりません。

おっしゃるように、いろんな、特に地域金融の

場合、そこに登場するプレーヤーが残念だけれどもいろんな意味でまだいろんなリソースを持っていないくて、成熟していかなくて、だから本来だったらしちつと貸すべきところに貸すような、そういうような判断もなかなか現実にはなされていないのではありませんか、それがやはり受け入れるべき現実ではなからうか。私は実は、全く実はそのとおりだと思います。

実は、この今回のアクションプログラムをある方にお見せしたときに、こんなことまで行政やる必要あるのかと。こういうふうな計画を出しなさいと、それでアンケートで公表しますと、それでいろんな地域の会議を開きなさいと、こんな手取り足取りやってあげなきゃいけないのかと、実はそういう御批判も受けました。

私は、先ほど言いましたように、本当にそれぞれの個々のプレーヤーが完全情報を持っていて完全意思決定をできるんだあるならばこういうことは本当は必要ないんだと思うんです。ただ、やっぱりそこまでの、だから私たちはこの工程の二年間を集中改善期間という一種の助走期間であるというふうな定めて、その間はこういうことをやってはどうか、やってはどうだ、やってはどうかということをはかり、ある意味で丁寧にメニューを出しているわけです。ただし、それ一つをより強力に縛っていくと、これはやはり自由な、これはやっぱり助走期間で育っていただきたいと、その育つことそのものをやっぱり護送船団のように縛ってしまうリスクがまた別に出てくると。

そこは実は、もつと政府はやるべきだという御批判と、こんなことまでやる必要がないという御批判と、これは実はこのプログラムには常にそういう御批判が私は出てくるものだと思うしております。我々としては、その間のぎりぎりの、何とかできるだけメニューは示してガイドライン的なものにするけれども、そこはしかし競争で、ある意味で自助努力でしっかりやってほしいと、そういうところを目指しているつもりでございます。

いろいろ状況を見ながら、修正すべき点は修正していかなければいけないかもしれませんが、立ち上がりの時点では、先ほどの堀内先生にも、お話しもありましたように、やっぱり多様性ということも考えて、このような形で是非スタートをさせてみたいというふうに思っているわけでございます。

○櫻井充君 分かりました。それでうまくいかなければ、また考えていただきたいと思ひます。ある方が、ただ、銀行の方が、機能強化計画というのを作らなきゃいけないんだという話になって、これどういう内容のことを書いたらいいんでしょうね、そういう内容のことを書いたらいいんでしょう、別の方が、え、こんな今まで、じゃ銀行の中で議論されたことがなかったんですかって驚かれています。これは事実なんです、これは。ですから、ですからこれは、やはり意見の聞いてくる場が全然違っているのかもしれないけれども、本当に様々でして、そこら辺がきちんと実行されるようにしていただきたいと思ひます。

それから、もう一つ、創業とか新事業の支援機能等の強化に關してという項目がございます。その中で言われたのは、やはりまず最初、これですとプロジェクトファイナンスにしなさいという話になって、取りあえず貸し出すことになって、この時点ではまず正常債権でいいだろうと思うんですが、取りあえず企業を起こした後に何年間か赤字が続いてしまったときに、もう、じゃこれは要注意先ですとねとか、もう要管理先ですとねという、そういうふうなどんどん落とされていってしまつたんでは、なかなか安心して新規事業というか、そういうことをやるのができないんだというお話をいただいたんですね。

ですから、ある程度、何年間かは安心して、正常債権ですとねとか、とにかくそういう分類にしますよと、そういう形のことを明示していただけると、何年掛かりの計画で、元々計画は立てていまして、しかしそれが計画どおりいくわけ普

通ないわけですから、そういう意味で、ある程度年限を区切つていただいた方が創業しやすいという声があるんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) まず、検査においては、条件変更を行ったことのみをもってその債務者区分を判断するのではなくて、貸出し条件やその履行状況、企業の財務状況、あるいは企業の技術力でありますとか販売力、成長性、そうしたものを総合的に勘案をして、当該企業の経営実態を踏まえて判断することとなっております。その際、金融機関の自己査定における判断の材料の把握を行つて、条件変更を行つた要因等についても十分検討し、企業の経営実態に応じた適切な債務区分がなされているかの検証に努めているところでございます。

検査マニュアルにおきましても、先生からも今お話がございましたが、創業間もない企業で赤字決算となつていたとしても、事業の進捗状況やあるいは事業計画の合理性を総合的に勘案することとしておりまして、売上高やあるいは当期利益の推移などから黒字転換がおおむね五年以内に実現可能であると見込まれる場合には、要注意先とはせず、正常先と判断して差し支えないこととしたしております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

ただ、その中でもう一つ地元の方々から言われたのは、検査官の数が少な過ぎるんじゃないだらうかという指摘がございました。というのはなぜかという、銀行側がその説明をするわけですから、このおやじ、この中小企業の社長はこういう人だと、いろんな説明をしていると、検査官は山のようにこなさなきゃいけないものだから、もういい、分かつたと言つて、書類を見て、はい、駄目つて、そういうことが結構あるんだそうなんです。

まあ大臣、副大臣、検査官からどういふ報告を受けているのか分かりませんが、結局のところ、今度プロジェクトファイナンスだ何だということ

になれば、より説明をしなきゃいけないとなると思
うんです。そうすると、銀行側からの説明をもつ
ときちんと聞けて、時間を取って査定をしなけ
ればいけないと思うていて、今ですら
体制的に不備があるんじゃないかという声がある
んですけれども、もちろん金融庁として増やした
いと思つていらっしゃるんだと思うんです。私も
もつとどんどん増やせばいいと思つていんです。
が、実際、検査官が足りていないんじゃないか、今
そこら辺のことについてどうお考えでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) 金融庁の検査官の定員に
つきましては、これは国会の方の大変な御理解を
いただいて、各業態の検査ニーズを踏まえて体制
整備に努めてきた結果、金融監督庁が発足した平
成十年度の百六十四名から平成十五年度末には四
百六十名になる予定でございます。

また併せて、先生今御指摘のように、検査マ
ニュアルそのものがしつと定規に適用される
と、こういうことを防止をしていかなければいけ
ませんので、検査官に対する研修の充実や検査モ
ニター制度の実効性確保など、運用面においての
対応に一生懸命努めているところでございます。

これまでも認められた定員、機構というものを
最大限活用しながら私どもとしては対応している
ところでございますけれども、先生に増員という
大変力強い言葉をいただいておりますので、そ
うしたことをしつと受け止めて、私どもとして
も一生懸命やっていきたいというふうに思つてお
ります。

○櫻井充君 変な天下り先見付けるよりそういう
ところでもうちよつと人員増やしていった方が本
当にいいと思うんですよ。私の記憶が正しけれ
ば、アメリカはたしか一万人とかそのぐらいのレ
ベルのような気がしますが、ほかの国々から
比べるとうるやうに少ないんじゃないかと思つて
すね。これは金融検査だけの問題ではなくて、例
えば医薬品の安全とか、そういうものをチェック
する人間もアメリカの十分の一以下なんです
よ。

ですから、これから日本の流れとして、規制緩
和というのは、今まで日本は全部入口で規制をし
て、チェックして、後はどうぞ自由におやりくだ
さいという社会だったと思うんですが、その入
口の部分の緩和をするけれども今度はルールを
守つてやってくださいということになつてくる
と、監督官というのは相当な数必要になつてくる
んだらうと思うんです。ですから、是非声をもつ
と上上げていただいて、きちんとした形で増
やしていただきたい。そのこと自体が国にとつて
マイナスになるかという、決してそうではなく
て、大きなプラスになつていくわけですよ。

地域経済の活性化に対しては、私はまだまだ検
査官の数が足りないと思つていますので、是非毎
年毎年増員の要求をしていただきたいなと、そう
思つています。

それからもう一つ、新規事業に関してなんです
が、例えば、自分たちの今やっている企業がもう
駄目だと、将来先行きがないから、じゃ別なもの
を起そうかという話をして金融機関に融資を今
求めようとする、何と言われるかという、今
やっている事業が例えばもう二期とか三期続けて
赤字だから、あなたのところにはもうこれ以上貸
出しをすることができませんと簡単に言われてし
まうようなんですよ、金融機関からですね。

そうすると、結局、駄目な部分は淘汰して、そ
して新たなものをやつていこうと、そう思つたと
しても、そう思つたとしてもなかなか方向転換で
きていかないということがございます。もう一
つ、じゃその会社を整理すればいいのかといつた
ときに、早めに整理すれば済むのかもしれない
けれども、そうでないとすると、身ぐるみはがれ
てしまつてやり直しが利かないといった実態もあ
るわけなんです。

ですから、そこら辺のところ、大企業であれ
ば分社化みたいな方法があるわけですが、中小企
業、特に零細企業なんかにとつてみるとそういう
ことは全く無理な話ですので、そこら辺のところ
の、とにかく銀行側は、新しいところに貸そう、

何とかしてやろうという意識よりも、ここは何と
かだからもう貸せませんと、そんな感じになつて
きているんですね、実際のところは。そういうと
ころを何とか是正するよう、また検査官の方か
らの指導みたいなものをしていただきたいと思
うんですけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、先生御指摘がござい
ましたように、中小企業は、大変厳しい中にあつ
ても、今ある事業の将来性に問題があつた場合
に、第二の創業というような形で新しい分野に挑
戦をしながら一生懸命努力をしているわけであり
まして、そうした実態というものを、また新たに
挑戦する事業の将来性というものを十分勘案し
て、総合的にやはり判断していく必要があるとい
うふうに思つております。

先生御指摘のように、既存事業において要注意
先以下になつていた債務者が事業内容を変更して
新しい事業に臨んでいる場合、債務者区分の判定
に当たっては、その既存事業が赤字続きであるこ
とをもつてのみ当該債務者を直ちに引き続き要注
意先以下とするのではなく、新しい事業の今後
の見込み等を含めて総合的に判断するということ
になつておりますので、その趣旨というものを十
分私どもも現場において徹底をさせて対応してい
きたいというふうに思つております。

○櫻井充君 企業再生のために必要なことなの
で、是非お願いしたいと思つています。

もう一つ、これは、今回は金融庁側からの立場
でこういう政策を打ち出されたわけですが、これ
も、こういうことを聞くのは失礼なのかもしれま
せんが、中小企業を代表する中小企業庁から見
たときに、この政策、この金融政策に対してどの
ような判断を下されているのか、その点について御
意見いただけますでしょうか。

○政府参考人(斎藤浩君) 借り手の立場から御説
明申し上げたいと思つています。

私ども、把握している状況、マクロのデータで
見ましても、あるいは私が自分で実際に中小企業
の方々からお伺いしましても、やはり今の経営上

の問題、売上げ不振がなかなか戻らない。それと
並びまして、資金繰りがなかなか好転しないとい
う点がございまして。

その背景としまして、私どもから見ますと、や
はり地域の中小企業金融機関におかれましては、
残念ながら企業財務データ、数字に表れませ
ん中小企業の強みであるとかあるいは成長性とい
う、そういう定性的な情報がなかなか融資判断に
おいて取り入れてくれないと。結局、担保がある
かないかというところにどうしても依存してしま
うということかと思つています。

したがって、私ども、中小企業金融対策一
生懸命やっておりますが、それと並びまして、今
般、報告書とアクションプログラムの中で、特に
地域金融機関につきましては地元中小企業との間
で密接な関係を長期にわたつて維持することで、
それによりまして財務データに表れない企業の状
態を的確に把握していくと、これはリレーシ
ョンバンキングの基本的な考え方として打ち出して
いただいております。

さらに、それに基づきまして地域金融機関が具
体的なアクションプログラムを作られるというこ
とでございまして、私どもとしましては、やる
気と能力のある中小企業の信用力あるいは成長力
を的確に評価して貸出しができるという方向に進
んでいただけるものと考えております。

ただ、考えているだけではなくて、私どもも積
極的にそれに参画をしたいと思つておりまして、
プログラムの中に、例えば中小企業再生支援協
会あるいは地域産業クラスターという私どもが地
域の中小企業のためにやっております各般の施策
と連携をして進めていくということを明確にう
たげていただいておりますので、例えばもう既に
中小企業の再生支援協議会の中には地域の金融機
関の代表の方も入つていただいて、一緒にそれぞ
れの地域における中小企業の再生を考えていこう
というのを進めているところでございます。

したがって、こういう具体的な動きもござ
いますので、私どもといたしましては、状況の把

握それから私どもの施策というものを十分進めながら、そのアクションプログラムの中にできるだけ我々の経営の実態なり要望を取り込んでいただけるように今後とも金融庁とも連絡、情報交換を進めていきたいと、かように考えております。

○櫻井充君 やはり地域経済支えていくのはもちろん金融機関でもあるんですけども、とにかく企業との連携ということだと思いますので、是非中小企業庁の方にも声が上がつてきているものを積極的に意見交換していただいて、いい関係を作っていたきたいと思います。

あと、もう一つどうしても出てくるのが公的金融機関の在り方なんだろうと思うんです。その公的金融機関の在り方をまず論ずる前に、今回、担保をなすだけ取らないでくれ、それから、とにかくプロジェクトファイナンスにしてほしいというようなことを民間の金融機関に要望しているわけですが、じゃ公的金融機関は一体どうなのかというところになってくると、必ず担保を取っている。若しくは、国民金融公庫ですか、国金の場合などは第三者保証を取ることが多い。無担保で言いながら、結局人的担保を取ってしまう。これが自殺者を増やしている原因ということになりまして、民間の金融機関に担保主義に走るなどいうことを訴えるんだとすると、まずその前に公的金融機関に対して意見を言うというところが極めて大事なことになると思うんです。

これは、金融庁は主管官庁ではないんですよ。ただし、ここから大事なことになるんですが、本当は金融政策に対しての総合調整を図るものとするというふうな設置法になっていますよね。設置法になつては割には、意見を言うことができるのか、その手のところではないかというところが極めて弱い制度になっている。

ただし、問題になるのは、最終決定権が総理、今のシステムは総理になっていて、あとは総理がどう決断されて、どういう形で方針を打ち出される、特に、要するにその中の閣議でどういう話合いがされるのかということ極めて大事なことになる

なつていくんだらうと思うんですけども、システム上はです、今の法律のシステム上は多分そういうことになっているんだと思うんです。是非、これは竹中大臣の御意見を伺いたいんですが、民間にだけそういうことを求めるのではなくて、やはり公的金融機関に対してももう少しきちんとした声を上げていただけないだろうか。

これも、お伺いしてきたら、例えば制度融資みたいなものがある、国からのやつがあつたとしても、必ず第三者保証を取られる。必ずというのか、それが多い。だから、もう二の足踏んでしまつて駄目なんです。しかも、自分がだれかに第三者保証を頼むと、今度は逆に自分もその保証にならなさいいけないという格好になつて、むしろリスクを背負う場合もあるというそういう話もありましたので、ですから、公的金融機関に対しても、是非金融庁の側から意見を言うべきじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょうど一年ぐらい前だつたと思いますが、正に櫻井委員が今おっしゃつた問題意識を柳澤前担当大臣にこの場で質問されていたのを思い出しました。

これは私の立場ではなかなかちよつと申し上げるのは難しい問題ではあるんですけども、民間の金融機関にも努力をしてみたいし、同時に政策金融機関にも努力をしてみたい。そういう観点から、是非、将来的にどのような方向が一番望ましいのかということとは問題意識としてしっかりと持つて、関係の方々と話合いを是非してみたいというふうに思います。

いづれにしましても、公的な金融というのは、今後、当面非常に重要な役割を果たさなさいけないと思います。同時に、例えばですけども、地域の金融機関等々でしっかりと貸していただいて、それに対して、例えば公的な金融機関等々は、直接貸しということは当面重要なんですけれども、将来的にはその保証とか、そういった業務をやつていくべきだという議論も経済財政諮問会議

では非常に根強くある。そういった総合的な在り方の中で、今、櫻井委員が御指摘のような点について是非考えていきたいというふうに思っています。

○櫻井充君 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

あと、最後に一つだけ。今回、金融アセスの趣旨が盛り込まれましたが、この盛り込まれた中に、盛り込まれたというか、盛り込まれるようになった中で、百万人の署名を集めてくださった中小企業の方々がいらつしやいます。その方々が地方議会に働き掛けて六百幾つ、六百、今、十を超えていると思ひますが、意見書を採択してくれた。こういう活動というのは、実際大きく影響しているんじゃないか。

私は、こういう声があつたからこそ変わつてきたんだということになってくると、日本の民主主義の在り方というのは変わつてくるんだらうと思ひます。国会や、国会の中で行政と議論しているだけでなくて、本当に多くの人たちの声が反映されていくということになっていくと大分変わつてくると思うんですが、そういうものというのは極めて大きな影響があつたのかどうか、その点について御答弁いただけますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは正に国民の皆さんの声、それを代表しておられるこの政治の場の皆様方、国会議員の皆様方の声が、我々なりにこれは非常に大きいものであるということを実感した上で今回の問題に取り組みさせていただいたつもりでございます。

皆様の御努力、それとさらには、超党派で更にそういった問題意識を進展させた、我々も敬意を表しておりますし、しっかりとそういうものを受けて対応をしていきたいというふうに思つております。

○櫻井充君 一言だけいいですか。どうもありがとうございます。本当に、今回の考え方、つまり大銀行と中小企

業金融という形で二つに分けていただいたと、これは画期的な僕は方向転換なんだろうと思つています。しかも、その地域に根差した形で、そして地域の活性化のためにこうやって取り組まれているということがすばらしい、私はすばらしいことだと思つていますし、私の第一歩なので、是非成功させられるように実効性を担保していただきたい、そのことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。今日、リレーシンシブバンクングのことについて伺う前に、今朝の読売で非常に大きな報道をされております大阪証券取引所問題について一言だけ伺つておきたいと思ひます。

中身は、私がもうこれまでずっと取り上げてきたことがそのまま出ておりますので特に新しいとは思ひませんが、何かこれ、SECの方と、それから総務企画局長の方に伺いたいんですが、新しい動きがあつて社長が参考人として事情聴取を受けたというふうなことが出ておるんですけども、どういった状況にあるんですか。簡単にいいですか。

○政府参考人(新原芳明君) お答え申し上げます。そのような報道があつたということは私も承知しておりますけれども、個別の事案につきましては従来からお答えすることを差し控えさせていただきますので、以上でございます。

○池田幹幸君 じゃ、総務企画局長に伺いたいんですが、今、大阪証券取引所はこういった問題でござたござたあることによつて上場企業がどんどんどんどん撤退しているんですね、昨年から八十幾つに上るという状況になってきていますか

ら。そういった点では、より健全な形に一日も早く立ち戻らせるということのために、そういった状況も踏まえた形でこの問題解決に当たるべきだと思ふんですけれども、そのところの認識はいかがですか。

○政府参考人(藤原隆君) 大証の件につきまして、先ほど新原事務局長からお答え申し上げましたように、現在、金融庁の検査局と証券取引等監視委員会との合同検査を実施中でございまして、現時点でコメントをすることは差し控えてさせていただきます。

○池田幹幸君 そういった現状を考えて、やっぱり検査は急ぐべきじゃないかなというふうに思います。

それじゃ、リレーシヨシップバンキングのことについて伺います。

地域金融にしましては、私も、昨年から地域金融活性化法案というのを本院に提出させていただいております。その中身については余り詳しくは申しませんが、要するに、その地域経済の担い手であります中小零細企業、そういったところに必要な資金をもう安定的に供給していくと、そういったことをやっていかなければいけないという考え方に立ちまして、その地域金融に携わる金融機関、これは何も中小とは限りません、大手も含めまして地域経済に携わる金融機関を第三者機関が評価して公表、それから必要な場合、勧告を行う、こういったことをやっていこうと。また、第三者機関といえますのは、各都道府県に、私どもも名前は地域金融活性化委員会というふうに名付けたんですけれども、そういったものを置く。その委員会というのは、業界団体だけでなしに中小企業団体とか市民団体の代表をも入れた形でやっていこうじゃないかというふうな提案をしております。

そういった立場から見ると、今度の報告書、第二部会の報告書は、かなりの点におきまして私どもの提案した点と一致する点が含まれておりまして、そういったところについては評価するもの

なんです。特に、「中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進」という項目の中では、これはあれですね、こう言っているんですね。「中小・地域金融機関の不良債権処理は、その地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得がいく形で進められる必要があると考えられる。また、このような地域の状況は、地域ごとに大きく異なるものであり、その実態に即した対応が求められる。」と、そういった特徴が書かれております。

そして、アクションプログラムでは、十六年度までの二年間をその集中期間として、「リレーシヨシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めること」によって、不良債権問題も同時に解決していくことが「適当」と。

この不良債権の、中小における不良債権の解決というのは、要するに、景気回復の中で、景気対策を重視し、それをしていく中で解決していかなければいけないよということ度を申し上げてきましたけれども、少なくとも、そういった方向性というのに寄ってきているという点で大事なことで、というふうに通じております。

そこで、中身に入る前に一つ大臣に確認しておきたいんですけれども、このリレーシヨシップバンキングというのは、リレーシヨシップバンクという特定の銀行ということではなしに、中小の銀行においても大手の銀行においてもリレーシヨシップバンキングという物の考え方は取っていかねばいけないという考え方に立っているものだと思いますが、その点、確認願います。

○国務大臣(竹中平蔵君) リレーシヨシップバンキングというのは言わば一種の機能でありますから、その意味では、金融機関の主体というよりは、これは機能の問題である。これは中身は堀内先生に詳しく御説明いただけたと思います。先ほどからも少し出ましたが、地域の定性情報、つまり、情報の非対称性がある中で、その地域固有の、地域に根差した金融機関でしか分らない

ようなものを活用しながら、その地域に貢献しながら、しかもしっかりと収益も上げていける。そういう意味じゃ、リレーシヨシップバンキングというのはあくまでも機能でございます。

ただ、これは行政に関しては、これはアクションプログラムでございまして、そういうことにしまして機能は機能で認めながら、プログラムそのものは、これはまあ行政です。一つの仕切りが要りますので、今回のアクションプログラムはいわゆる主要行以外のところを対象にして考えていると、このような割り切りをしていただきたいと思います。

○池田幹幸君 そのとおりだと思うんですね。

そこで、主要行に対する、主要行の中小企業向け貸付けですね、それに対しては、じゃどうするんだという問題ありますけれども、主要行の貸付けの場合には、この報告書で言っておりますリレーシヨシップバンキングではなしにトランザクションバンキングの方向で行くんだということではないと思うんですね、でしょう。このリレーシヨシップバンキングというその機能については、大手企業の中小企業向け貸付けにも適用していくと。

ただ、今度のアクションプログラムは中小金融機関向けですから、それはそれでいいけれども、行政として、大手企業に対してはどういう対応をしていくのかということとをちょっと伺いたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 大手企業というか、メガバンク、主要銀行についてはということでございます。

○池田幹幸君 主要銀行ということですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 主要銀行については、これは主たるフィールドというのがやはり非常に競争的な世界の市場に直結したところにあるというふうな考えておりますので、これは金融再生プログラムに沿ってしっかりと不良債権処理を進めていただかねばいけないと思っております。ただ、例えば、これは地域に貢献して、その地

域にどのように貢献しているかというふうなことにまして情報を開示するというのは、これは一つのリレーシヨシップバンキング、例えばですけども、主要行の中でも、そういった部分にしまして主要行が自主的に情報を開示したい、ないしはリレーシヨシップバンキングの部分についての強化の計画を自ら作りたいと、そのような形になるというのの理の理想でございまして、そういうものをもちろん拒むものではございません。

ただし、一方で、その主要行に関しては、非常に厳しい世界の競争状況の中でしっかりと不良債権も処理していただかねばいけない。その意味では、金融再生プログラムに沿ってしっかりとやっていただきたい。リレーシヨシップバンキングの部分に関しては、自主的に様々なことをやっていただけているというのは大いに歓迎するというのが立場でございます。

○池田幹幸君 そこで、報告の出た方向、その報告を踏まえてリレーシヨシップバンキングを出したというふうな書いてあるんですが、問題は、リレーシヨシップバンキングという考え方、私たちの地域金融活性化法案といえますか、そういった方向の考え方にきちんとした形でアクションプログラムとして反映しているかどうかというところの問題があるんですね。具体的に見ていきますと、やっぱりそのように向かっているように見えるが、運用によつてはこれはうまくいかないぞといったようなこともとらえられるし、下手したら全然今までと変わらぬなというふうなことになるか、ないものがあるんですね。

そういった点について、若干私伺っておきたいというふうに思います。

一つは、アクションプログラムの「監督、検査体制」のところ。ここでは、従来の早期正措置や早期警戒制度が視野に入っていた領域に加えて、それもやるけれども、それに加えて、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力、財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な体系を

確立するというふうに出ていますね。そのために、何といいますが、総合的な監督指針を作るといふふうに書いています。

ここで、先ほど堀内参考人の方からもあったんですが、この地域貢献、貢献、これがなかなか幅が広いとおっしゃったんですけれども、ここでは、金融庁、その地域貢献というのは具体的にどういうことを考えているんですか、この部分で。

○国務大臣(竹中平蔵君) 地域貢献の内容として具体的にどのようなものをイメージしているか。

これについては、今後地域の金融機関の皆さんにもしっかりと考えていただきたいし、我々もその中で考えを煮詰めていただきたいというふうに思っておりますが、審議会等々でいろいろ議論された経緯からいいますと、例えばですけども、その地域の中でどのような形で資金を還元しているのか、地域の経済の活性化に向けて、例えば人的な支援、コンサルティングのアドバイス、いろいろあると思いますけれども、どのように貢献しているのか、正にそこは多様なんだと思います。

その地域の実態に根差して、その多様性をしっかりと反映して、そういったものを考えていただきたいというふうに思っておりますが、今私がちょっと申し上げたようなものも、そういうふうな中では含まれてきてほしいと思っております。

○池田幹幸君 そうしますと、地域の多様性というものの根差しているいろいろなことなんでしょうが、そうすると、ここにも書いてあるように、「その内容が中小企業の実態により即したものであるよう改訂する。」というように書いてあるんですね。いわゆる金融検査マニュアルのことです。そういう方向に持っていくというわけですね。それはそれで非常にいいと思うんですが、そうだとすると、これは金融庁がやるうとしているんですね。いろいろ意見を聞きまして、金融庁がそういうような改訂やっていますと書いてあるんですが、そこまで踏み込むのであれば、一歩進んで、その精神を徹底させるべきだろうと。

そういうふうにしなないとかなうまいかぬのじゃないかというのは、信用金庫、信用組合、少なくとも信用組合については従来都道府県が所管していました。信用金庫も含めて、今度は信用金庫、信用組合については都道府県が所管するという方向に持っていくかどうかと思うんですね。我が党の案がそういう方向なんですけれども。要するに、地域ごとに大きく異なるもので、その実態に即した対応を求められると言っているわけですから、そうすると正に都道府県というところで所管することは非常にいいことになるんだろうと。

やっぱりこの精神を生かすにはそういった方向に行くべきじゃないかと思うんですが、竹中さん、いかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと御趣旨があれなんですけど、今、委員が御指摘になった地域の実態に即したものの、これはやはり経営判断においては地域の実態に即してしっかりと経営判断をしていっていただきたいし、結果的にそれが地域に非常にコミットできるサービスになっていく、そういう趣旨が込められているのだと思います。

それに対して、監督行政の方からいきますと、これが例えば一つの信用リスクの管理でありますとか、我々が行いますのはそういった観点からのもの、法的な遵守が行われているか、コンプライアンスが十分かどうか、こういった点に関しては、しかし地域の実情に合わせて法的な遵守が違ってくる、これはやはりないのだと思うんですね。そういった基本的な部分の検査や監督というのは、これはやはり金融システムの一環として我々が行わなければいけない。しかし、同時に、経営判断そのものはしっかりと地域の実情に根差して行っていくべきだし、その非常に適切なバランスというのが正に今、金融システムに求められているのだと思います。

したがって、実は「リレーショナルシップバンクの機能強化に関するアクションプログラム」というものの、委員もうよく御承知のとおり、

大きく二つに分かれておりまして、前半は中小企業金融再生に向けた取組、二番が健全性確保、収益性向上に向けた取組。地域の実情に合わせてしっかりとやっていただきたいんですけれども、しかし、さはさりながら、やはりこれは民間の金融機関としてしっかりと収益、財務基盤は持っておいていただかないと地域に根差したサービスもできなくなるわけでありまして、その一つの基礎的な部分に関してはやはり金融庁としてしっかりと見ていく必要があるものではないか、そのように思っております。

○池田幹幸君 私も読んだ上でやっていますから、よくそのところは承知しているんですが

そこで、検査・監督のことについて伺っているんですよ。検査・監督という点で、今、竹中さんが、それをやった上で、地域によって法律の適用が変わってくるものではないとおっしゃったけれども、それはそのとおり、法律の適用という点では、しかし、ここでも、あなた方自身が書いておられるように、実態把握、検査に際しては、検査に際しては、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に努める、しかもそれは地域ごとに異なると、あなた方自身が言っているわけですよ。そうでしょう。そういうものを踏まえて、金融検査マニュアル別冊ですか、それは改訂していくというんでしょう。そういうことでしょうか。そうするならば、正にマニュアルそのものが一定程度変わっていくことになるんじゃないんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 検査マニュアルの中身、特に別冊の中小企業編に関しては、正に何を書いているかという点、実態に合わせてしっかりと把握してくれ、実態把握がやはり重要なんだというところをこの中に書いているわけです。それはしたがって、今既に我々が行っている行政、それで今後さらに地域の実情を踏まえて様々な展開を企業にもしていただきたいし、我々もその実情に合わせて監督を行っていくという観点から

いうと、実はこの精神といいますが、基本構造は我々変える必要がないというふうに思っております。

別冊の改訂については、これは今一生懸命周知徹底しておりますけれども、その中でこういうものは常に進化していくものだというふうに思っておりますので、これは様々な、与党の中にもいろいろな御意見があるし、国民の中にもいろいろな御意見がある。そういった意味では、この別冊そのものについては実情に合わせて不断に見直していく必要があるというふうに思っておりますけれども、繰り返し言いますが、この別冊中小企業のマニュアルに書かれておりますのは、正に実態判断をしていくというところを書いていくわけで、その意味では、今回我々が掲げているアクションプログラムと非常に整合的なものであるというふうに思っております。

○池田幹幸君 何かすれ違いのように思えるんですがね。私が言っているのは、検査マニュアル別冊については改訂していくというだけども、その改訂の方向は、あなた方が言うリレーショナルシップバンクという考え方に沿って、それを満足する方向でやっていくんですよということでしょう、これは。

そうすると、我々もう盛んに言ってきたけれども、大手銀行に対する検査と、中小金融機関に対する検査と同じスタンダードでやっちゃ駄目だ、ダブルスタンダードだと言ってきた。それに対して、この報告書は、いや、ダブルスタンダード駄目だとは言っているんだけれども、しかしそれは言うものの、実態に即した方向でやっていかなければいけないという、ただしという形で書いているんですね。

それを受けて、これはあなたは改訂していかんけりやいかぬということを言っているわけだから、方向としては、正に、事実上は私はダブルスタンダードの方向に行くものというふうにこれは読んだだけでも、方向はどちらなんですか。リレーショナルシップバンクを満足していく方

向での、これから実情をよく聞いて、地域別のことも聞いて改訂していくということじゃないんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には、不良債権の処理という問題に関しては、これはメガバンク、主要行に対するものと、それとリレーシヨシップバンキングに対するものとはこれは違います。これは、数値目標を主要行の場合は掲げてやっていく。しかし、リレーシヨシップバンキングの場合は、様々なそういうことをやるための基礎、例えば人材の育成、情報の収集等々において、そういうものを強化しながら、地域と共存する形でやっていきたいと思います。それから、この点ははっきりと違うものを目指しているというふうにお考えいただいていいと思います。

しかし、例えば信用リスク等々の把握の場合に、こちらはしっかりと出さない、こちらは隠してよいですと、そんなことではあつてはいけないというふうに思うわけですね。したがって、検査そのものについてはしっかりと実態把握はあります。ただし、実態把握をやるに当たってはその実情に応じてやります。その上で、例えば不良債権の処理等々、これは監督の中身でございすけれども、これに関しては、やはり主要行が置かれている立場と地方のリレーシヨシップバンキングの立場とは違うので、そこは違った点を踏まえてしっかりとやっていきたいと思います。そのような整理を我々はしております。

○池田幹幸君 ちよつと時間、擦れ違うので、次へ進みますけれども、何か違う感じがするんじゃないでしょうか、まあいいや。

それで、地域貢献に関する情報開示等といったところでの問題について、時間がなくなってきたのでまとめて聞きますが、これの考え方は、要するに、金融機関にこうやってください、ああやってください、金融機関にこう考えてくださいと言ふんだけれども、その金融機関だけで考えようという手法を取っているんですよ。それは、やっぱり

地域の借り手の立場、そういったものもきちんとした形で織り込んだ検討をやりなさいよということになっていない。例えば、地域経済に関する情報開示等では、各業界団体に要請するとして、要するに地域の預金者とか借り手、そういったことの見解を聞いてやっていくというスタイル取っていないんです。そういった点で、やっぱり地域の借り手の立場も盛り込む形で検討できるような、そういう方向でのガイドラインというのをむしろこういう形で示すべきだろうと思うんですね。そういうことなしに、業界団体だけでやりなさいと、こうやっていく。

それから、アクションプログラムが言っている地域金融円滑化会議というのがあります。この円滑化会議というのを持ってくるという、そういう発想そのものはこれはいいだろうと思うんですが、この会合の仕事にしても、苦情、相談等に関し意見交換を行うと。意見交換を行うだけなんです。この会議は。しかもその意見交換については、業界団体とあれでしょう、これはどこだ、これもやっぱり業界団体だけなんですね。借り手なんか入っていない、中小企業なんか入っていないですよ、その地域の。こういうやり方なんです。しかも、意見交換だけで、上がってきた意見についてどうするかということについてもない。

これはやっぱり、この円滑化会議なんというのは、やっぱり我が党が主張しているように、第三者機関という形で持っていかなければ余り意味のないものになってしまうだろうと思うんですね。ちよつとまとめてお伺いしましたけれども、その発想です。お答えください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々が基本的に目指しているのは、地域に正に根差したものでありますから、結果的に、今、池田委員は、例えば地域円滑化、地域金融の円滑化会議のことを御説明いただきましたけれども、これはもう委員よく御存じのお尋ねだとは思いますが、顧客への説明態様の整備、相談・苦情処理機能の強化ということで、金融機関の強化するために行うものなわけです。

そこで、まず当事者に対してそのことをしっかりとやってくださいというふうに要請をしている。しかしその過程で、じゃ、それを当事者がしっかりと良いものにするためにはどうしたらよいか。ここはやはり当事者の創意工夫です。私は、結果的にはここはやはり、当然のことながら、地域の借り手の声を聞くというような話が当然出てくると思いますし、そうした問題に関して、その地域のそれぞれのリレーシヨシップバンキングの機能強化計画の中で、我々は今回新たにアンケート調査を行うんです。アンケート調査を行って、この地域のうまいところについているか、この金融機関はうまいところについているかということに関する一つのボイスを出すわけでありまして、それが、先ほど言いました成熟した市民社会の一つのガバナンスになっていくのではないだろうかというふうに考えているわけです。

そこは恐らく思いは同じだと思いますが、委員は何か一つ、行政の一つの強権のようなものでそういう場を作つたらどうかというような御指摘だとは思いますが、我々としては、まずそこは、基本的にはやはりその金融機関、地域の金融機関に独り立ちをしていていただきたい、その独り立ちをしていく過程で幾つかのような器を用意して、その中で、自助努力を踏まえながら、結果的には地域に根差した非常に質の高いものにしていていただきたい、そのようにストーリーを描いているわけです。

○池田幹幸君 先ほど大臣も、何でもこまで手取り足取りやらにやいかぬのかというふうな意見もあるというふうに言っていましたけれども、やっぱりそれをやらなければいけない実態だという判断でやったわけでしょうね。

それを考えますと、程度はもつとひどいんですよ。実際、苦情が来ると、苦情処理体制なんかできていない。というよりも、苦情を受け付けなという金融機関が結構あるんですよ。聞かない、最初から拒否しちゃう、そういうところが実際にあります。具体的に名前も私、挙げることで

きるんだけれども、そういう姿勢の信用金庫といたつたようなところは、じゃ、どんなことをやるのか。

そうすると、やっぱりそういう姿勢のところはやることもおかしいですよ。私、今日ここでもう時間ないから余りできないんですけども、こういうカードを持ってきたんです。ティッシュを配っているんですね、これ、ある信用金庫が。サラ金と同じですよ、サラ金はこういうやつを配っていますけれどもね。これの中にティッシュを入れて配っているわけです。それに書いてあるのは、御契約時、即キャッシング、最高額九十九万円まで、いつでも自由にキャッシングと。主婦でも、学生でも、アルバイトでも、パートでも、年金受給者でも、自営業者でもと、こう書いてあるわけ。これは正にこのサラ金のあれとほとんど同じです。これ、信用金庫がやっているんです。

それで、それだけならまだしもですよ、具体例、言いますよ。埼玉県のある住宅地に配布されたやつはこういうやつなんですけれどもね。これも同じようなこと、このティッシュペーパーと同じようなことを書いています。

要するに、それでどんなことをやっているかといひますと、各家庭のポストに入れて、それで飛び込みで来る人に融資するというわけです。融資する際に、ある人の例を引きますけれども、その前にちよつと伺っておきたいけれども、事務ガイドラインというのは、金融庁の事務ガイドラインというのがありますね、これはあくまでも、信用金庫、信用組合、金融機関じゃないに、ノンバンクに対するガイドラインですよ。ちよつとそのことだけ、ちよつと一言伺っておきたいんですよ。金融会社等の事務ガイドライン、要するに貸付限度額がどうのこうのという。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今御指摘のものはノンバンクに対するものだというふうに認識していただきます。

○池田幹幸君 そこで、ある人の事例なんです、これは五十万円借りた方なんです、年収三

百万、住宅ローン毎月十二万払っているわけですね。その他に三百五十万の借金があるという方な

それで、せっけつ詰まってる借りに行った。これが三月十日。三月十日というのは要するにサラ金の支払日の日。だから、結局、そこから借りたやつを返すために借りに行ったわけですが、即融資されたわけですね。即融資されたんですが、そのやり方。こういういろいろ申込書に書くわけですね。カードローン、ポケマネ申込書、これ書くわけですね。それで、今言ったようなことを書いて渡したら、信用金庫で受け付けた方は何するか。すぐそのまま信販会社にファクスです。信販会社から、はい、オーケーですよと来た。はいと言つて五十万円融資したと、こういう形なんです。つまり、何の審査もしないんですよ、信用金庫は。盛んにこの報告書などは目利きを作ると、貸付けの目利きを作りますよとか、その援助をしましょうとか書いてあるけれども、また、アクションプログラムにも若干あるけれども、こんなもの全然ないですよ。こんなものでは目利きも育たない。そういう融資の仕方、これはもうサラ金と全く同じですよ。

こういうやり方について、金融庁は把握していますか。信用金庫はそういったことをやっているよ。しかもこれがずっと広がっているんですよ。片一方で、借換え融資のあれが来たら、借換え融資断ります、業者断って、それでこっちはっきりやっていますか。というようなことについては認識していますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的に各機関が個人に対する貸付けというのは重視しているという傾向にあるというふうには認識をしております。

今ちよつと池田委員御指摘の非常に個別の事例について、ちよつと即座に判断はできないんですが、ございますけれども、そういうことも踏まえて、我々は今回、正に目利き、しっかりとした信用の判断ができるような体制にどんな地域の金融機関がなっているというふうな考えている

わけでありまして。

それと、先ほどちよつと、ダブリますけれども、苦情処理も受け付けないという話がございましたけれども、今回のアクションプログラムの中に、であるからこそ、相談・苦情処理体制の強化ということについても、しっかりと正に地域で対応できるような体制を取ってもらいたいということでも様々な項目を設けているわけでございます。

○池田幹幸君 それで、このカードローンですね、金利一八%ですよ、一八%。そのうちの九%は保証料です、信販会社の。九%はこの信金のものうけ。これ、もし返済不能になったら、信販会社保証会社が保証してくれるから信金はこれノリスです。ノリス、ハイリターンで非常にうまみのある仕事だから、だからほとんどどんどん広がっているんですよ、本当にね。この私の今調べたこの信用金庫はカードローン残高が五億円に達しているんですよ。利子が信用金庫に四千五百万入ってくる。非常にうまみのある仕事だということ、こんなことを許しているのかという問題があります。

例えばアメリカなんかでも、私、若干調べてみましたら、みずほ総合研究所というところで、今、アメリカでもこんな実態が出ているそうなんです。今紹介したやつと同じような事態が起こっている。商工業融資が低迷する中で金融機関が利ざやの大きい消費者金融などの業務への依存を強めている。同じようなことをやっている。それに對して、OCCとかFRB、FDIC、これが一定の規制を掛け始めたということが出ています。そういった論文が。これはやつぱりひとつ参考にするべきだろうと。

大体、信用金庫がこういうふうなことをやることについて、まず基本的にいいことだと思つてい

点について伺つて、終わりにいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今の、カードローンについての御紹介ありましたけれども、非常に速く無担保に、そういった無担保だ、商品特性がある。これは基本的には、調達コストがどのぐらい

これはまあ、あくまでもやはりそれぞれの経営判断であらうというふうに思いますが、もちろん、その際に法令違反等々があれば、これは我々はしっかりと対処しなければいけない。しかし、ここは、先ほど言いましたリスクや調達コストも含めて一つの経営判断でありますし、例えばですけども、今おっしゃった、委員がおっしゃったようなことばかりをやっている金融機関があれば、これは地域に根差していかないわけですから、これはこれで別の意味でその社会、地域社会からの淘汰を受ける可能性はある。

そこは我々としては、あくまでも経営判断を尊重しながら、法令違反には、法令違反がある場合には、これは厳格に対処していきたいというふうに思います。

○池田幹幸君 委員長、一言だけ。

これ、法令違反であるかないかじゃないんですよ。あなた、リレーシヨシップバンキングだと言っている。そう言うんだらば、それに合つた方向での中小、信用金庫や信用組合の在り方というものに立ってほしいと考えなければいかぬ。そうすると、その立場に立つたら、一体これ、いいのか悪いのかと。

法令違反でなかったらいいんですよ、そんな考え方じゃ駄目じゃないですか。リレーシヨシップバンキングという考え方に立って、これがいいのかどうかの判断をやつぱりすべきでしょう。そういう態度がないと駄目ですよ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほどから申し上げま

したように、そうしたいろんな計画について公表もいたしますし、進捗について公表もいたしますし、アンケート調査等々でこれは市場の評価も受けるわけでございますから、そうした中で、是非地域に根差したリレーシヨシップバンキングが発展していくように我々もしっかりと努力をした

○平野達男君 国会改革連絡会の平野達男でございます。

今回のリレーシヨシップバンキングの機能強化に向けてという報告書でございますけれども、今回の報告書が出た元々の背景の一つにやつぱり不良債権の処理というのがあります、地域金融については主要行とは異なる別のルールが必要なんじゃないかという問題意識があつたと思

今回の報告書の中では、主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性ということで三

先ほど竹中大臣の答弁の中にも答えが出ていたのかという感じがするんですが、具体的に今度、地域金融、いわゆる主要行以外の金融機関の不良債権のオフバランス化ということのルールなんです、いわゆる五割、三割、二割ルールというものが既に主要行については設定してあるんですが、そのルールというのはもう設定をしないというこの理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) いわゆるオフバランス化のルールについては主要行に適用するものであります。地域金融、このリレーシヨシップバンキングにつきましては、今正に平野委員が御指摘くださいましたように、その基盤になるような、例えば中小企業に関する再生手法の確立の状況でありますとか中小金融機関における企業再生のノウハウの蓄積、そういった状況等々、やはり主要行とは全く違う状況にある。そうした中で、その

主要行のような数値、非常に焦点を当てて結果を出していただきたい、早く結果を出していただきたい、そういった形で不良債権の処理のシナリオではないと、そのように御認識をいただきたいと思います。

○平野達男君 今言われた、地域金融は状況が違いますよということでも集中期間二年を設けているわけですが、この中でいろんな、企業再生の手法でありまうとか、それからあとDIPファイナンスとか後でいろいろ出てきますけれども、そういったことについてのノウハウを蓄積していきましようということだと思ふんですけれども、その二年間過ぎた後でもこの不良債権の処理のルールというのは主要行とは違うという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは我々としては、まずこの二年間に、先ほど申し上げましたように、一種の、一方でしっかりと中小企業再生のためのシステムを作っていくってほしい、同時に、財務基盤、収益基盤に関しては、これはやはりマーケットの中にある以上しっかりと作っていくっていただきたい、そうした意味での二年間の重要な助走期間であるというふうに思っております。この助走期間に関しては、助走期間に於いてまず全力を挙げて取り組みたいというふうに思っている。その先、どういう姿を描くかということでありますけれども、これは適切に今後我々としてもフォローアップを行って、そのフォローアップの結果に応じて、必要があれば金融審議会において更にその見直し等々の検討も行っていかなければいけないというふうに思っています。

しかし、当面やはり、今、非常に新しい試みを今開始するわけでありまして、この二年間の期間の改善に是非全力を挙げたいというふうに思っております。

○平野達男君 ちよつと声ががらして申し訳ないんですけども、統一地方選挙ですつと街宣車に乗ってがなり立てたものですか。

そこで、アクションプログラムの中の中小企業

金融再生に向けた取組の中でいろんなこと書かれてあります。これは金融庁からいただいたペーパーなんです。この中で例えば、RCCの中小企業再生型信託スキームというのが例示的にありますし、あとそのほかにデット・エクイティ・スワップとかDIPファイナンスとかいろいろ出てきています。

この中で、例えばRCCの中小企業再生型信託スキームというのは、これは破綻懸念先以下の債権を対象とするということだと思ふんですが、元々これは主要行、元々というより今もそうじゃないかと思ふんですけれども、主要行を対象とする制度だったんですね。これ今、RCCの中で中小企業までこれを対象とするという体制にあるのかどうか。それから、そもそもこれに、集中期間の中で中小企業再生型信託スキーム、恐らくこれから地域金融機関とか地方のいろんな金融機関にいろいろ説明すると思ふんですけれども、これまでそういう説明をしつかりやっていますのかどうか。

私が聞いた限りでは、こういったスキームなんというのはいまほとんど信金組合の理事長さん、地方銀行の人は、大きな地方銀行の方は知っているかもしれないけれども、もうほとんど知らない。RCCと聞くだけで本当にこれはもう大変な、それこそ完全に倒産みたいな、そちらの筋道に入ってしまうという認識が依然として強く、こういったものに対しての今までの取組と、それからRCC全体が今どういう状況になっているかということをお聞かせ願いたいんですが。

○国務大臣(竹中平蔵君) RCCの信託スキームの話、デット・エクイティ・スワップ、DIPの話、いろいろ我々が考えていることについて、それが本当に進捗可能なかという御質問であつたと思います。

このアクションプログラムでは、早期事業再生に向けた積極的な取組を促すという観点から、中小・地域金融機関に対してこの中小企業再生型の

信託スキーム等の、これはRCCの信託機能活用、更には産業再生機構の積極的な活用を要請しているところであります。

このRCCの信託スキームは、昨年十月の金融再生プログラムを受けて、正に委員御指摘のとおり、当初は主要行を念頭に創設されたものでありますけれども、今般のアクションプログラム、このリレーシヨンプログラムのアクションプログラムを受けまして、RCCは今後主要行以外の金融機関への取扱いの拡大を図るということにしてあります。今、それについて正に準備を始めた段階でありますけれども、これは、RCCの鬼追社長、記者会見等々においても、今後、主要行以外の地域金融機関への取扱いの拡大を計画しているということを表明されて、そのため説明会等様々な準備等を行っているというふうに聞いております。

RCCに関するお尋ねに関しては、このように、これから委員のおっしゃったような御懸念がないように是非しっかりとやっていきたいと、RCCもその期待にこたえてくれるものというふうに思っております。

○平野達男君 そのような方向で動いていただきたいということになるわけですが、どうも今の仕組み自体でもまだ余りよく動いていない、実態がですね。ましてやこれを今度は中小企業や地域まで拡大するといったときに、ここに項目で列挙しているのはいいんだけど、本当に動くのかという懸念が非常に強くなります。

あわせて、さらにその動くかなという懸念は産業再生機構についても、更にもつと言え、デット・エクイティ・スワップ、債務の株式化とかDIPファイナンスで企業再生に入っているものに対して追加融資をしようというようなことが地域金融で本当にできるのかという、ましてやデット・エクイティ・スワップなんて、債務の株式化。株式化というのは、もうそもそも地域金融というのは直接金融が地域は中心でありますから、ただでさえ株式が難しいやつを何

でデット・エクイティ……舌かんでしまいが、債務の株式化みたいなやつが何でそんな普及するんだというのがもう私の感覚ではするんですよ。

この中にいろいろ項目を並べていますけれども、実はもう実現不可能なことを一杯並べているんじゃないかという感じが非常にしまして、これ書いているのはいいんですけども、中小企業再生に向けた取組の中の項目としてはパンチのあるものが余りないんじゃないかという感じがするんですが、竹中大臣、これどのように思われますか。これ本当にスキームそのものとしては、元々は主要行とか大きな金融機関を対象にしたスキームなんです、これね。これを今、中小企業再生、金融再生という中でこちらに持ってきているという、そういう感じが私は非常にするんですけれども、そこはどのように説明していきますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 平野委員の御指摘は、正にこれ、そもそもやはり大手の、大口の債務者等々を念頭に置いたものであり、このようなものが本当に利用可能なかと。

実は、これは是非申し上げたいんですけれども、私自身は、実は今回のいろんなプログラムの中で何とか知恵を絞ってこのデット・エクイティ・スワップに関しては是非とも新しい仕組みを作れないものだろうかというふうに思っております。

その理由は、いわゆるリレーシヨンプログラムキング、地域の中小企業に対する金融というのは、正にかなりの部分が長期の運転資金を出しているものであると。長期の運転資金を出して、言わば出しつ放しというふうな意味では、これは融資というより、貸して返してもらうというよりは、ほとんど出資しているという状況に資金の流れの上では近いわけですね。しかし、これは中小企業の方々から見ると、これは、出資されると自分の経営者の立場はどうなるんだというような問題が例えば出てくるわけで、出資には、なかなか受け入れにくいというふうな面もある。しか

し、繰り返しますが、これ、実態は出資なのに、融資だから例えば貸しがどうこうというような問題が起きている。

私はこは是非、デット・エクイティー・スワップというのは元々は確かに大口債務者を念頭に置いたものであるけれども、むしろ日本のリレー・シヨンスワップ・バンキングの実態を考えれば、ここは何かデット・エクイティー・スワップ的なものを根付かせることはできないだろうかということを実は考えておりまして、実は事務局に対してはかなり私が、こういうことを考えられないかということを強く指示して考えてもらっています。このために、実はこの問題に関しては金融庁に専門家から成る研究会を設けまして、どのような法令上、会計上の視点が必要なかということの検討を始めております。今週第一回をやることになっております。

いずれにしても我々としては、モデル取引事例に対する基本的な考え方を今年の八月ごろを目途に作成・公表して、その上で実務レベルの対応策を是非検討していきたいと思っております、ここには御指摘のように難しいということも分かるんですが、日本の実態を考えますと、デット・エクイティ・スワップ等々については是非とも何らかかの知恵を出したいというふうに思っております。

○平野達男君 是非、じゃ大臣主導で進めていた
だきたいというふうに思います。

ちよつと次の質問に移りますけれども、いわゆる担保、保証に過度に依存しないような体制にしましようということがこの報告書にも書かれていますし、これ自体、私も、非常にいいことだし、是非そのようにその方向で進めなくちゃならないというふうに思うんですが、その一方で、担保・保証制度というのにはある意味では、リスクということを考えた場合には金融機関と貸手と借り手のリスクシェアリングという面もあるわけですね。それで、その一方で、これからはいろんな情報化ということで、失礼しました、いろんな数値化

をして、キャッシュフローあるいは将来性の方向に着目した融資の判断をしてそれで貸していきましようということは、その方向性としていいんですけれども、この担保、保証に過度に依存しないというその方向性もいいんですが、今のその状況の中で、キャッシュフローに依存するといつても非常に先行きが非常に不透明だ、それから経営の計画を立てるにしても立てにくい、どうしても担保、保証というところにやっぱり依存せざるを得ないという体質も残っているんだろうと思うんですね。この部分に何らかのきちつとした手当てをしないで、キャッシュフローに注目した担保、保証に余り過度に依存しないような体質に持っていくましようという方向に、というふうに持っていけば、貸手にとっては、要するに自分リスクが非常に大きくなってくるということで、総体とすれば結局貸し渋りの方向に走るという懸念も出てくるような感じがするんですが、ここはどのようなに理解すればよろしいんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) お答えの前に一点、先ほどデット・エクイティ・スワップ等々での研究会でありますけれども、今週に第一回と申し上げましたが、今週中にも公表ということでありますので、済みませんが訂正をさせていただきます。

お尋ねの、担保に頼るなどか別の判断をしるか、実は正にこれは本当はもう経営判断の問題なわけですね。ただ、そこは本当に、御指摘のように、本当は担保を取らざるを得ないような状況であるにもかかわらず担保を無理やり取るなどというようなことを言えば、御指摘のように、これはまた意思決定と資源配分をめぐめるということになるわけです。もちろん、我々はそうしたことを目指しているのではなく、しかし、これまでの日本の金融が、総じて見れば、結果的に見れば、余りにやはり担保に依存しているのではなからうか。これはやはり、大数の観察としては多くの方がお認めになるのではないかと思うんですね。

したがって、そういう方向で、担保を取らない

でもやる方向で検討してください。しかし、これはもちろん、担保を取らないで何でもいから融資しろということを要請しているわけでも何でもなくて、これは金融機関としての経営判断はしっかりとやっていただきたい。アクションプログラムの中に資産査定や信用リスクの管理の厳格化というのをしっかりと入れたのはそのためでもございまして、そこはまあ一つの方向として目指していただきたい。しかし、そこは経営判断はしっかりとしていただきたい。もちろんそのような趣旨で我々としては考えているわけでございます。

○平野達男君 そのとおりであろうと思いますけれども、しっかりとした経営見通しがあつてキャットシユフローもいんだよというところでは、言つてしまえば、幾ら担保取ろうが保証取ろうが問題ないわけですね、後でそれが問題になることはないですから。

要はぎりぎりの状態にあるときに、これからいろいろキャッシュフローだとかという数値化していきますけれども、その境界線上にあるときに金融機関はどういう方向に走らんだろうかといったときに、この担保の、あるいは個人保証、こういったものの扱いがどうなるんだろうかということとをちよつと気になるんです。気になっているから言っているんですが、要は、今何言いたいかといいますと、こういう状況の中で最終的にリスクというものをだれが取るんだろうかということだろうかと思えます。

さっき言ったように、担保、個人保証というのはある意味ではリスクシェアリングで、貸手と借り手が両方ともリスクシェアリングしますよと。それで、担保とか個人保証を取らないことにしましょうということになりますと、その部分のリスクというのはだれが取るんだろうかなといったときに、私が言いたいのは、やっぱり信用保証、今こういう状況の中で非常に見通しが立てにくいですから、信用保証の充実というのをやっぱりより求めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今回の報告書の中にも、政策金融は直接融資から保証機能へ移行しようというようなことが書いてありますし、それからあと、民間金融機関との協調融資ということで政策金融機関、これ余り出てきてもらっても困るんですが、そういつたり中で、どちらかというとリスクを分散しようという、担保それから個人保証に代わるもの、のりスクを取りましようという位置付けかなというふうに見たんですが、こういうった保証機能の充実というところにつきましてより積極的にやってみようという、やってみようという必要があるんじゃないかと思うんですが、これはどのようにお考えになりますか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、先生お話しになられたように、こうした厳しい現在の経済状況でありますし、また、主要行に對しましては金融再生プログラムにおきまして不良債権の正常化の取組を加速をさせるということをお願いをしているわけでありますから、そうした影響が中小企業にやはり行かないように、しっかりとしたセーフティーネットを張っていくと。その中の具体的な手段として保証制度を充実させていくというのは、正にそのとおりであります。

私どもとしましては、こうした政策の実効性をしっかりと確保していくために、特に経済産業省、中小企業庁との連携というものを今まで以上に強化をいたしておりますし、また具体的な保証制度の充実ということにつきましては、資金繰りの円滑化借換え保証制度というものを新たに創設をさせていただいて、更に売掛債権担保融資保証制度等のセーフティネットというものを強化拡充をさせていただいているところでございます。

また、こうしたものを金融機関がやっぱり積極的に活用していただくということが重要でありますので、金融機関に対しまして、大臣も私も、金融機関の代表者との会合の中で、こうした趣旨というものを十分理解していただいて、そして、しっかりと対応していただきたいということをお願いをさせていただいておりますし、金融庁とい

たしまして、関係者の方々の意見交換会において当庁の幹部がこうした趣旨というものを話をさせていただいているところでございますし、また財務局、経済産業局、そして各都道府県でいろいろな意見交換会あるいは共催での会合につきましても、あらゆる機会をとらえてこうした趣旨の徹底というものを今させていただいているところでございます。

○平野達男君 いずれ、報告書の内容が、資産査定、信用リスク管理の厳格化をしましょうとか、ディスクロージャーをしましょうとか、それから先ほど出てきた、できるだけ定量化していきましようとかという、そういう個人的なフェース・ツー・フェースじゃない関係を、それをできるだけ定量化していきましようというところで、どちらかというと、金融機関にとっては耳の痛い内容になっていいる。取りようによっては一層貸し渋りを助長しかねないような、そういう報告書にも読めるんですね。

そうじゃないんだという意味において、今最大の問題は、やっぱりリスクだれ取っていくかということだろうと思っております。その信用保証制度の拡充についてはしっかりやっているとすよということをより積極的にアピールをしていただきたいというふうに思います。

かつてこの委員会、柳澤大臣のときだったと思うんですけども、日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会が、金融システムと行政の将来ビジョンというのを出版しまして、そのときの報告書は非常に片仮名が多くて、非常に難しいというところをここでがちゃがちゃがちゃがちゃ言った記憶がございます。

今回は、片仮名は多少少なくなりましたが、内容的にはまだ非常に難しいということなんです。これは、こういったことをその座長にお聞きするのは大変失礼だと思うんですけども、そういったところの配慮というのを、要するに、地域の方が読んだときに分かりやすい配慮というのを今回されたと思うんですが、やっぱり、これは私

も一応読みましたよ、これ。こういうふうに赤線しつかりした、しつかり読みました。読んで、一回読んで、二回読んで分かんないんです。三回、四回読んでいうちに、ああ、こういうことかなというふうに、私は金融は分かりませんから理解は遅いと思うんですが。

だけれども、これ多分、信用組合の方とか地銀の人がこれ読んで、これ見て、開けただけで嫌になるんじゃないかという感じがまだちょっとしますんで、是非そういったところについての御配慮をちょっとお願いしておいて、その方が、報告書書いて、これ読んで、ああ、こういうことになるんだという方向性が見いださればますますいい方向となるんで、これをちょっと御要望というか申し上げて、もし御感想あればいただきたいと思ひます。

○参考人(堀内昭義君) 御指摘の点はなかなか痛いところでございますけれども、ただ、短時間で大急ぎで竹中大臣の御要請があったもんですから仕上げたということがございまして、そういう意味では少し硬い表現が多かったかというふうに反省しております。リバイスバージョンでも出せば相当軟らかいものにできたんだらうと思ひますけれども、その点は御容赦いただきたいと思ひます。

○平野達男君 多少失礼な言い方になったかもしれませんが、趣旨を御理解いただきたいと思ひます。

質問を終わります。

○椎名素夫君 椎名素夫でございます。

今、平野委員からお話があった最後のところ、私も全く同感でして、これ見ているとコンピュータの使用説明書を見ているような感じがして、いいんですけども、やっぱりお役所関係の文書は、こういうのは余り多いと日本語が壊れますので、気を付けていただきたいということを申し上げておきます。

さて、こつちですが、私も、片仮名が多いだけじゃなしに、内容もなかなかよく分からなかった

んですが、ここで主要行と中小地域金融、専らやっている中小金融機関ということで分けておられて、専らこの地域金融機関についてリレー・シヨシップ・バンキングというのについて書いてあるわけですが、主要行の方は数値目標で厳密におやりになる、しかし小さい方はそうもいかないから少し、はつきり言えば二つ基準ができたようなことじゃないかと思うんですけども、この中に、本来の姿から、今我が国の中小地域金融機関が展開しているリレー・シヨシップ・バンキングの実態は本来の姿から乖離している面があると、こう書いて、何かそういう感じはしないでもないんですけども、もし乖離していなければ主要行と同じようなことでやれたということなんでしょうか、これは。

○国務大臣(竹中平蔵君) そこは実はなかなか難しいところだと思ひます。本来の姿から乖離している、これは先生のところでより詳細に御解説いただく方がいいかもしれませんが、私なりの解釈では、ここは非常に期待されている重要な機能があり、リレー・シヨシップ・バンキングの機能が、同時に重要なマーケットがあるということなんだと思ひます。

これは、先ほどから言っているように、情報の非対称性が非常に強い中で、そういったことを地域に根差した情報、数値では分からない、この経営者はこういう能力を持っているというような定性的な情報を基にしっかりと貸していけば、これは地域に貢献するだけではなくて、しっかりとその地域の、つまりリレー・シヨシップ・バンキングのビジネスとしてやっていけるマーケットがあるはずである。ところが、残念ながら、多くの信組の破綻等々にも見られるように、そういうふうにもなっていない。そこが本来の姿からの乖離になっているんだと思ひます。

私は、やはりそういうところが本来の機能を発揮していったならば、財務の基盤に関しても非常にしつかりとしたものになっていただけたと思うし、したがって今後もなっているというふう

思っているわけでありませうけれども、もしそうでなければ、そうすると主要行と同じであつたかどうかということに関しては、これはちょっとなかなか即座には回答が難しいのかなというふうに思ひます。

いずれにしても、しかしこれはしつかりとした本来の機能、本来のマーケットもあるところでございますので、その再生に向けてしつかりと取り組んでほしいというふうな思いで今回のプログラムを作っているわけでございます。

○椎名素夫君 主要行なんですけれども、地域というところには主要行も支店なんかで入り込んでおりますね。

これ、いただいたんですが、こちらの方は中小企業向けを含めて全体にわたってその経営について主要行向けの厳格な基準でやっていたというところでしよう。そうすると、中小企業向けが少なければ影響は少ないんでしょうけれども、実際には随分多いんですね。去年の十二月末で言うと百二兆円あるし、そしてあと地銀が六十八兆、第二地銀が二十五兆、それから信用金庫は六十三兆、それから信用組合は九兆ということですから、相当な比率を占めていると。そうすると、とにかく主要行の厳格な基準でのオフバランス化、全体にわたってやれと、こういう話なんです、これは見ているとやはり減っておりますね、だんだんに。みんな減っちゃっているんですね。

ですから、勘ぐると、主要行のこの百二兆あるところが必ずしも、中小企業向け一生懸命やれとおっしゃってても、それよりもその基準を満たす方が大事だということになると今出ているような話になってくるから、地銀以下少し待ってやるから、余りうるさいことは言わないからしつかりやれというお話なんですかね、これは。どうなんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今朝の御質問の中に何度か出てきた問題と絡みますけれども、実は何がグローバル・バンキングで何がリレー・シヨシップ・バンキングかと、どこかで明確に線が引けるかと

いうふうになりますと、これはなかなかそういうものではない、この点は御理解を賜れるんだと思います。

御指摘のように、主要行の中でも中小企業に対する貸付けというのは相当のウェイトを占める。逆に言いますと、この中にあります信用金庫の中でもグローバルなビジネスに対して貸付けをしているところも、これは当然のことながらあるわけでございます。さはさりながら、これは行政でありますから、一定のどこかで線引きをしなければいけない。

日本の不良債権問題、特に国際的な信用にかかわる不良債権問題に関しては、やはり主要行の不良債権比率というのを減らすということが、これは日本経済全体の信用のためにも重要であるという一つの判断の下に金融再生プログラムというものをまず作っております。したがって、そのグレイゾーンというのは常に残ってまいりますし、更に言えば、リレーシヨシップバンキングと一言で言っても、はつきり言いまして地銀の大手と信用組合とは、これはもう全く違うというふうに言ってもいいぐらい中身が違うのだと思います。

しかしながら、そういう点も踏まえながら、現実にはそれぞれのファンクションに重点を当てながら、今回これに関してはリレーシヨシップバンキングの機能を再生するという観点から是非行政としても取り組んでみたいというふうな意思をもってこれを作っております。

その辺は繰り返しますが、グレイゾーンのところというのはあるわけでございますけれども、我々としては、このリレーシヨシップのファンクションの部分、特にそれを地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合等々に適用することによってリレーシヨシップバンキング本来のメリットが十分発揮されるような、そういう仕組みに是非していきたいというふうに思っているわけ

で、地域貢献というふうなお話もありましたですね。だけれども、実際には今、中小企業への貸付けの、貸出しの残高の比率でいうと、要するに第二地銀から信用金庫、これは大きなところは随分、大小ありますけれども、大きなところは随分、意味ではそう局限されない活動をやっているということなんで、例えば、私のところは岩手県ですが、岩手県でどう言われても、随分活動範囲は広がっちゃうんで、余りそんなことを言ってみても、格好はいいけれどもしょうがないんじゃないかと思うんですね。

私思うんですけども、反対の方は多いかもしれないんですが、大体これも企業ですから、お役所なりたいという姿というものがあつて、それをやらせるのに法律作ったり、ぎゅつとこう抑え付ける、コントロールするというやり方がある、規制で抑え付ける。それから今回のような指導的なやり方ですね、ガイダンスでやる。これをやる

と、いろいろなかきとなるから、かゆいところに手が届くというより、かゆくないところまでかいてやるというような風情も幾分あつて、大変な力作を拝見しているわけですが。

もう一つ、最後はやっぱ市場の選択なんだと思うんですね。ずっと見ておきますと、主要行まで含めてとにかく金融機関というのは大事だからみんな死なないようにしようというふうな決めちゃうと、物すごく親切になっていくと、すべてがですね。ということ、またその全体がずっとできておかしなところ、またその全体がずっとあるんじゃないかと思うんですね。

先ほど池田委員からお話がありましたけれども、妙なことをやっている何ですか信用金庫があるとかいう。これも一つの要素であるし、あるいは地域に貢献をしているかどうかというのもこれ一つの要素である。いろんなことが重なって、やっぱあそこは駄目だよと言われるところは、やっぱだんだんつぶれていかなければならないんじゃないかと思うんですね。

だけれども、全部本当に生かしてしまおうということになると、何となしにこういうことになつて、皆が忙しくレポートを書きになったり、あるいは整合性のある、あれですね、今度のスキームのプログラムはこうだとかいう話なんだけれども、どうもそこところが思い切りが足りないというところは、全体を含めて日本の悪名高き不良債権処理というのはするするする来ているんじゃないか。

最初は、ちよつと立ち入り過ぎておりますが、竹中さんおいでになったときはもう少しきつぱりおやりになりたかつたんじゃないんですか。どこでこう戦線が拡大したのか非常に興味があるんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私は常に市場のメカニズムを生かしながらきつぱりとやっていきたいというふうな思っております。

今回のリレーシヨシップバンキングのアクシヨンプログラムの性格でありますけれども、これは、リレーシヨシップバンキングの特殊性、先ほど言いましたような情報の非対称性等の特殊性には十分に配慮しよう。しかし同時に、これは正に堀内先生がその中で御苦労なされたと思ひますけれども、しかしこれはやはりマーケットの中に立っている以上、その収益性や健全性をしっかりとやっていかなければならないというふうに思ひます。

先ほど言いましたように、これは見方によつては地域金融機関に非常に厳しいという御指摘がありました。実は非常に、一見して、そこまで言うのかというガイドライン的な手取り足取りの部分とか、しかし厳しく信用リスク管理や資産査定を求めているマーケットの淘汰の中であつたりと自らを律していくようなものと、我々としては両方是非その中に含めて、そういうことによつてダイナミックに変わつていったきたいと、そういう

う思いで、これは先生も多分そういう思いで報告書を書かれて、我々もアクシヨンプログラムを作っているところでございます。

椎名委員お尋ねの後半の部分に関して、私は市場メカニズムに基づいてしっかりと銀行部門を健全化していきたいと思つておりますし、金融再生プログラムは着々と実行に移されてその途上にあると思つておりますので、是非とも御理解と御支援を賜りたいと思ひます。

○椎名素夫君 もうそれ以上はいんですが、もう少し、リレーシヨシップバンキングから少し離れますけれども、あるいは、例えばデット・エクイティ・スワップとかいうことと幾分かかわりがあるかもしれない。

地方に行きますと、商店街なんかほとんどいんどんシャッターを閉めて、開いていないところがある。あるいはもう家も持つていられないから売つてしまつて歯抜けの商店街、空き地がぼつぽつぽつあつてというようなことがよくありますね。これいろいろ聞いてみると、ある日やっぱ突然つぶれたという話になるようですね。そうすると、何が起るのかというと、非常にみすばらしくなつてきて、その商店街自身に魅力がなくなつてくる。これももうそこらじゅうで起こっていることです。

しかし、よくよく聞いてみると、今までやってきた商売は何か細々とやつて利息ぐらひは払つていた。だけれども、元はもろろん書換え、書換えで続けているという、さつきのお話みたいなのがありますけれども、そのところがちよつと引つ込むと、利息に二か月ちよつとというふうな話になるとおかしなやつで、今の時代には、貸しはがしとかいうのか、あるいはもうこれ以上しない、付き合わないというふうなことでつづれちゃうというのものは随分ある。

しかし、考えてみると、もし生かしておこうと思つたら、生き続けて別に余り迷惑掛けないというふうな事例というのは非常にあると思うんです。その場合、これはもう仮想の話ですが、その

先ほどいろいろな話が出てい

先ほど池田委員からお話がありましたけれども、妙なことをやっている何ですか信用金庫があるとかいう。これも一つの要素であるし、あるいは地域に貢献をしているかどうかというのもこれ一つの要素である。いろんなことが重なって、やっぱあそこは駄目だよと言われるところは、やっぱだんだんつぶれていかなければならないんじゃないかと思うんですね。

先ほど言いましたように、これは見方によつては地域金融機関に非常に厳しいという御指摘がありました。実は非常に、一見して、そこまで言うのかというガイドライン的な手取り足取りの部分とか、しかし厳しく信用リスク管理や資産査定を求めているマーケットの淘汰の中であつたりと自らを律していくようなものと、我々としては両方是非その中に含めて、そういうことによつてダイナミックに変わつていったきたいと、そういう

う思いで、これは先生も多分そういう思いで報告書を書かれて、我々もアクシヨンプログラムを作っているところでございます。

椎名委員お尋ねの後半の部分に関して、私は市場メカニズムに基づいてしっかりと銀行部門を健全化していきたいと思つておりますし、金融再生プログラムは着々と実行に移されてその途上にあると思つておりますので、是非とも御理解と御支援を賜りたいと思ひます。

先ほどいろいろな話が出てい

先ほど池田委員からお話がありましたけれども、妙なことをやっている何ですか信用金庫があるとかいう。これも一つの要素であるし、あるいは地域に貢献をしているかどうかというのもこれ一つの要素である。いろんなことが重なって、やっぱあそこは駄目だよと言われるところは、やっぱだんだんつぶれていかなければならないんじゃないかと思うんですね。

先ほど言いましたように、これは見方によつては地域金融機関に非常に厳しいという御指摘がありました。実は非常に、一見して、そこまで言うのかというガイドライン的な手取り足取りの部分とか、しかし厳しく信用リスク管理や資産査定を求めているマーケットの淘汰の中であつたりと自らを律していくようなものと、我々としては両方是非その中に含めて、そういうことによつてダイナミックに変わつていったきたいと、そういう

う思いで、これは先生も多分そういう思いで報告書を書かれて、我々もアクシヨンプログラムを作っているところでございます。

椎名委員お尋ねの後半の部分に関して、私は市場メカニズムに基づいてしっかりと銀行部門を健全化していきたいと思つておりますし、金融再生プログラムは着々と実行に移されてその途上にあると思つておりますので、是非とも御理解と御支援を賜りたいと思ひます。

商店街の人たちが集まって、銀行がもう貸さないというんだ。たら我々で貸してやろうと。銀行に払う利息より少し安く貸していいよと、それ払ってくれればいいよと。だけれども、これは今銀行に預けておくよりもいい話です。ね、その利息はちゃんと払ってもらえれば。それから、まあちよつと半分資本金になるから、やっている人もとにかく商売を続けられるという話で、そういうことというのは成り立ち得る土壌は日本にはあると思うんですね。

それが、土壌はあるけれども、そういう仕掛けが全然ないから、いたずらにゼロ金利でみんな預けて、銀行へ置いておいてもしょうがない、だけれども、よそへ持っていくたらまた怖いといううな話。こういうことがどうして起こるかという、やっぱり、うち、商売がどうもきつくなつてもう駄目かなと、こう言っている、隣に話してやるのはやっぱり恥ずかしいんですね。恥ずかしいような仕組みがあれば、こういうことというのはそこらじゅうで成り立つ。

それから、これはある意味では間接金融から直接金融への道を開いて、非常に原始的な資本主義みたいな話がたぶん起こつてくると、これは心理的に、大きな会社の株を東証のマーケットで上がった下がったというのをやっているのと違った意味での投資という感じが出てくるんじゃないかと。

それは一人じゃできないことでもあります、銀行、金融機関とか、あるいは何かの仕掛けを作つて、そういうことを考えるということではないでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、委員御指摘になった点は本当に重要な点だと思います。

元々は信用組合とかそういうのは、みんなでお金を出し合ひましよう、それで組合員で融通し合ひましようというところで成り立ってきた。これはリージョンシップバンキングのほう本当、原型であろうかと思ひます。実は、これはそういう仕組みがないからなかなかできない。私はあえ

て申し上げれば、その芽はあるのだと思つております。

これは御承知の先生も多いかと思ひますが、実はコミュニティファイナンスの仕組みというのができておりました、具体的には、これ神戸の震災を受けた方々がお金を貸し合つて出資金を作つて、そこに政策投資銀行と地元のみなと信金ですか、みなと銀行、地元のみなと銀行、それと政策投資銀行が出し合う。地元の方が五〇%出資する、政策投資銀行とみなと銀行が二五%ずつ出資する、これ正にコミュニティファイナンスなんです。なかなかかし、それに続くところがないというのも御指摘のとおりなんです、こういう仕組みをやつたり是非、言わばリージョンシップバンキングの原型として活用して、経済の活性化を図りたい。これをどのようにもつと利用できるかということは、我々も是非宿題として考えていきたいというふうに思つております。

○椎名素夫君 そういう人口とモデルがあるんです。したもう大変強いことなんです、これは要するに、日本には個人金融資産がたくさんあると言っているけれども、貯水池に水がたくさんあるけれども水道に流れてこないといううな、いわゆる目詰まりというのをほぐすというの、一番、銀行にある金をどうするかといううな話よりもむしろ重要なんじゃないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(柳田稔君) 次に、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について、日本銀行から説明を聴取いたします。福井日本銀行総裁。

○参考人(福井俊彦君) 福井でございます。日本銀行から御報告をさせていただきます。日本銀行は、昨年の十二月、平成十四年度上期

の通貨及び金融の調節に関する報告書というものを国会に提出させていただきました。今回、日本銀行の金融政策運営について詳しく御説明申し上げる機会をちょうだいいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

私自身は、約一か月前の三月二十日に日本銀行総裁に就任いたしました。日本銀行の持つております知恵と力をフルに発揮して、日本経済の持続的成長軌道、その軌道への復帰とデフレ克服のために中央銀行として最大限の貢献を果たす決意でございます。

まず、最近の日本の経済金融情勢でございます。この点について若干御説明申し上げます。我が国の景気は、このところ設備投資に持ち直しの動きも見られますけれども、イラク情勢の影響を含めた海外経済の動向など先行き不透明感が強い中で、全体として横ばいと言つていいような動きを続けております。

先行きにつきましては、海外経済が緩やかな回復傾向をたどる中で輸出や生産が再び増加に転じて、経済に前向きな循環が働き始めると一応考えられております。もともと、米国の始めとする海外経済の先行き自体、不確実性を抱いております。また、過剰雇用とか過剰債務といった調整圧力がなお根強いということなどを踏まえ、景気はしばらくの間、自律的な回復力に乏しい展開となる可能性が高いと思ひます。

この間、物価面を見ますと、国内企業物価は、輸入物価の上昇や素材業種での需給改善を反映いたしまして、全体としては下げ止まつております。消費者物価の方は引き続き緩やかに下落しておりますけれども、先行きにつきましては、原油価格上昇の影響に加え、社会保障負担、間接税にかかわる制度変更の影響も見込まれて、マイナス幅は幾分縮まる見通しというふうに入っております。

金融面の方の動きでございますが、日本銀行の潤沢な資金供給の下で、金融市場は年度末を含め全体として落ち着いた動きとなっております。

もつとも、株価の動きを見ますと、内外経済の先行き不透明感などを背景といたしまして不安定な動きを続けております。とりわけ、我が国金融機関の収益性に対する厳しい見方がございまして、そうしたことを背景に銀行株価のほう非常に弱い動きというものが目立っております。

企業金融の面では、全体としては緩やかな環境が維持されておりますが、相対的に信用力の低い企業の資金調達環境というものはなお厳しい状況にあるというふうに入っております。

次に、最近の日本銀行の金融政策運営について申し述べさせていただきます。

私は、この一か月近くの間、イラク情勢の展開を踏まえた当面の危機防止と、そのための対応、それからやや長い目で見た金融緩和効果の強化のための対応と、この二つに取り組んでまいりました。

まず、イラク情勢の展開が株式市場や為替市場などを通じて経済全体にどのような影響を及ぼしていくか注視いたしますとともに、年度末を控えて、金融市場の安定確保に万全を期しますために、市場に対して多額の追加資金供給を実施いたしました。また、取引先金融機関が担保の範囲内でいつでも日本銀行から資金調達を行うことのできるいわゆる補完貸付制度につきましても、当分の間、すべての営業日を通じて公定歩合による利用を可能とするということいたしました。

このような措置の下で、金融市場では流動性をめぐる懸念はほぼ払拭された状況が続きまして、年度末もおおむね問題なく越えることができたと思つております。

また、今後の金融政策運営に当たりましては、潤沢な資金供給を経済活動の活性化、デフレ克服に結び付けていくということが重要な課題であると思つております。このような問題意識を踏まえまして、現在、金融政策の透明性向上、それから金融緩和の波及メカニズムの強化といった観点から、金融政策運営の基本的な枠組みについての検討を進めております。

日本銀行が現在取っております量的緩和政策は、金融市場の安定を確保し、デフレスパイラルを防止するという上で大きな貢献を果たしてきたように思っております。しかしながら、同時に、金融機関の信用仲介機能が万全ではないという状況が続いておりまして、民間の経済活動も十分に緩和政策によって刺激されるというふうには至っておりません。

申すまでもなく、金融システムの信用仲介機能が十分に発揮されていない最大の要因は、不良債権問題を挙げることができます。この問題を解決するためには、民間及び政策当局が一体となった取組が重要でございます。

同時に、日本銀行といたしましても、信用仲介というこの金融政策の重要な波及経路が十分に機能していない中で、金融緩和の波及メカニズムを強化する、そのために企業金融の円滑化や金融調節の面において更に改善を図っていくことが大きなポイントであるというふうに認識いたしております。

こうした観点に立ちまして、今般、日本銀行では、中堅・中小企業関連資産を主たる裏付け資産とするいわゆる資産担保証券を時限的に買い入れることについて検討を進めることを決定いたしました。

資産担保証券は、企業が持つておられる売り掛け債権などをプールいたしまして、これを証券化して市場に流通させるものでございます。資産担保証券市場というものは日本ではまだ発展途上の段階にございます。この市場が活性化すれば、中堅・中小企業にとって銀行借入れに代わる新しい資金調達ルートが開かれるなど、企業金融面に様々なメリットをもたらすことが考えられます。

日本銀行といたしましては、新たな資金仲介ルートとなる市場の整備・発展をサポートすることを通じて、金融緩和の波及メカニズムが強化されることを期待しております。

日本銀行は、現在、具体的な買入れ方法についての検討を進めておりますが、その際、広く市場

関係者の御意見もお聞きしながら、市場の発展に真に資するような方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

もちろん、金融市場は本来は民間のイニシアチブの下で自律的な発展を遂げていくことが期待されるものでございます。中央銀行として資産担保証券といった民間の債務を買い入れるということは、そういう意味では異例の措置でございます。

したがって、日本銀行としては、波及効果の大きさ、市場の機能をゆがめないかといった観点に加えて、日本銀行の財務の健全性を維持し、将来にわたる金融政策の遂行能力を確保するといった点にも配慮しながら、具体的な買入れの方法を詰めてまいりたいと考えております。

また、金融政策に直接該当する事項では必ずしもございませんが、日本銀行は、銀行による保有株式の価格変動リスク削減努力というものを更に促す必要を認め、その観点から、昨年十一月以降、銀行保有株式の買入れ措置を実施いたしております。本年四月十日でございますが、十日時点での買入れ額は一兆二千九百億円と、既に一兆二千億円を上回っております。

この措置は、金融システムの早期健全化に向けた日本銀行としての一つの取組でございます。同時に、金融システムの健全化は、金融政策の波及メカニズムを強化する上で、これは欠かすことのできない条件であるというふうに考えております。

現在、日本経済が抱えております課題は大変大きいと言わざるを得ません。日本経済は、経済の成熟化、グローバル化の進展、情報通信革命の進展あるいはエマージング諸国の急速な台頭といった大きな環境変化に直面しております。

このような大きな変化の中で、日本の戦後の成長を支えてきた経済モデルに代わる、技術や知識のイノベーションを原動力とした新しい経済モデルの構築が今正に求められていると思っております。日本経済がこうした新たな環境に果敢に適応していくためには、民間部門と政府、日銀が共通の目標

に向かって力を結集していくことが不可欠であると信じております。

日本銀行といたしましても、今後とも、私どもの使命でございます物価の安定と信用秩序の維持を達成するため、全力を挙げてまいりたいと考えております。

誠に御清聴ありがとうございました。

○委員長(柳田稔君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(柳田稔君) 次に、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する緊急措置法案、両案を一括して議題といたします。

まず、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について政府から趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正一郎君) ただいま議題となりました酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、酒類販売業者等の免許の要件を追加するとともに、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任しなければならぬこととする等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、その法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、税務署長が酒類販売業者等の免許を与えないことができる要件として、未成年者飲酒禁止法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、罰金の刑に処せられた者である場合を加えることとしております。

第二に、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するために定められた酒類の表示の基準のうち、特に重要と定める基準を遵守していない酒類販売業者等に対し、その遵守を命令することができるよう所要の改正を行うこととしております。

第三に、酒類小売業者は、未成年者飲酒禁止法等の酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守した適正な販売管理が確保されるよう、販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないこととする等の規定を設けることとしております。

以上が、法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長(柳田稔君) 次に、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案について、発議者衆議院議員谷津義男君から趣旨説明を聴取いたします。谷津義男君。

○衆議院議員(谷津義男君) ただいま議題となりました酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、酒類小売業免許にかかわる規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転売業の円滑化のための措置を取ることににより、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等であります。

税務署長は、所定の事由により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当するこ

と、当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について所定の経営の改善のための計画が酒類小売業者から提出されていることの要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができるとしてあります。

その上で、税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の新たな付与及び他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないものとしてあります。

第二に、財政上の措置であります。

国は、酒類小売業者による経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な財政上の措置を講ずるものとしてあります。

以上が、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長 柳田稔君

この際、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員七条明君から説明を聴取いたします。七条明君。

○衆議院議員(七条明君) たゞいま議題となりました酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案に対する衆議院における修正部分につきまして、その提案の理由及び内容の概要を申し上げます。

衆議院における修正部分は、公正な競争環境の整備及び青少年の健全な育成の重要性等の観点から原案を修正することとしたものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律に公正取引委員会への措置要求等の章を設けることとしてあります。

すなわち、国税局長等は、酒類販売業者の取引に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律における不公正な取引方法に該當する事実があると思料するときは、公正取引委員会に對

し、その事実を報告し、適当な措置を求めることができる旨の規定を設けるとともに、酒類製造業者、酒類卸売業者は、販売数量に応じた金銭の供与等の取引条件について基準を定めるとともに、これを関係酒類販売業者に対し提示するよう努めなければならない旨の規定を設けることとしてあります。

第二に、政府が酒類販売業免許の制度の在り方について検討を加えるに際し勘案すべき事項の一つとして、青少年の健全な育成の重要性を追加することとしてあります。

第三に、この法律の施行期日を、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日とするともに、この法律の施行前にされた酒類小売業免許の付与の申請等に係る適用区分の規定の追加、その他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案に対する衆議院における修正部分の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 柳田稔君

以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会します。

午後零時十六分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)

(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)

一、緊急景気対策に関する請願(第八二〇号)

一、金融アセスメント法の法制化に関する請願(第八八七号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)

(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)

一、基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)

一、課税最低限の切下げ反対に関する請願(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)

一、出資法の上限金利の引下げ、ヤミ金融対策法の制定に関する請願(第九八五号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)

一、消費増税の免税点制度等の維持に関する請願(第一〇五〇号)

一、消費税増税反対、税率を三%に戻すことに關する請願(第一〇五八号)(第一〇五九号)

一、大増税路線反対、国民本位の税制確立に關する請願(第一〇六〇号)

第八〇〇号 平成十五年三月十四日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 京都市伏見区日野奥出二三ノ二六 西村治重外千九百九十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇一号 平成十五年三月十四日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町三ノ六ノ九 岡本守也外千九百九十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇二号 平成十五年三月十四日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市池田南町一二ノ四 田嶋裕外千九百九十三名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇三号 平成十五年三月十四日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 岡山県玉野市後閑一、六三二 河勝士外千九百九十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇四号 平成十五年三月十四日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 群馬県新田郡笠懸町久宮二〇五 金子五郎外千九百九十三名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇五号 平成十五年三月十四日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 東京都清瀬市中清戸五ノ四〇ノ七 眞壁正外千九百九十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇六号 平成十五年三月十四日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 兵庫県明石市東藤江一ノ七ノ二七
宇多喜美男外千九百九十三名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇七号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 北海道旭川市永山四条七ノ三ノ五
三浦文治外千九百九十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇八号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 青森市金沢五ノ三ノ二七 澤田重
則外千九百九十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八〇九号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 鹿児島市吉野町三、二九ノ一
西田しのぶ外千九百九十三名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一〇号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 さいたま市大谷一、九七四ノ一ノ
四〇ノ二二 橋爪利子外千九百
九十三名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一一号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 京都市北区紫野東藤ノ森町一六
小畑栄次外千九百九十三名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一二号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 静岡県磐田市篠原四三九 鈴木亮
外千九百九十三名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一三号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 名古屋市中区高柳町八〇七 坂
東信吾外千九百九十三名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一四号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 広島市中区江波西二ノ一四ノ四ノ
一〇一 横山光子外千九百九十三
名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一五号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 岡山県玉野市玉六ノ一二ノ一三
岩崎朱美外千九百九十三名
紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。
第八一六号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 大阪府西成区千本中二ノ二ノ二二
上原正幸外千九百九十三名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一七号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 山口県岩国市南岩国町三ノ三二ノ
一四 白木利典外千九百九十三名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一八号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 熊本県水俣市多々良町三ノ二一八
勝本光則外千九百九十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八一九号 平成十五年三月十四日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 北九州市八幡西区永大丸西町三ノ
一二ノ二 高橋繁幸外二千七百九
十八名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八二〇号 平成十五年三月十四日受理
緊急景気対策に関する請願
請願者 神奈川県大和市中央林間三ノ八ノ
三 諏佐勇外百三十三名

紹介議員 大門実紀史君
今、中小業者と国民は「仕事がない」「資金が回
らない」「生活が苦しい」という苦境のどん底にあ
る。しかし、大企業や銀行は利潤追求を第一に、
法律を破り、日本経済を混乱に陥れて国民を一層
の苦境に追い込んでいる。政府も大企業や金融機
関の乱脈経営を放置し、その一方で消費税の導
入、税率引上げなど国民を苦しめる悪政を行って
きた。「政府・財務省と大企業・大銀行の責任の徹
底追究」「国民生活を圧迫する消費税は廃止せよ」
は、圧倒的多数の国民の世論である。

一、乱脈経営で破綻した金融機関に、税金の投入
はしないこと。金融業界の責任で、預金者、大
衆投資家、労働者の保護を最優先した緊急対策
を講ずること。
二、消費税を直ちに三％に戻し、所得税の大幅な
減税を行うこと。

三、中小業者に無担保、無保証、無利子、別枠の
緊急融資を行うこと。国民生活金融公庫や銀行
の貸渋りをやめさせ、返済条件の緩和を行うこ
と。

第八八七号 平成十五年三月十四日受理
金融アセスメント法の法制化に関する請願
請願者 札幌市西区平和二条八ノ一ノ三
森本栄治外二万五千二百二十四名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第六五三号と同じである。

第九〇〇号 平成十五年三月十七日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 大阪府淀川区西三国一ノ二ノ三二
ノ七〇三 古川勉外千六百六十九
名
紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第九〇一号 平成十五年三月十七日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 静岡県富士市松岡二四ノ一四 松

永久史外六百七十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第九〇二号 平成十五年三月十七日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 大阪府箕面市今宮三ノ九ノ一七

今村敏夫外六百六十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第九〇三号 平成十五年三月十七日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 大阪市港区三先一ノ一七ノ二ノ八

〇六 倉理江外六百六十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第九三六号 平成十五年三月十八日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 東京都品川区東大井五ノ四ノ一九

能藤良一外六百四十三名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第九三七号 平成十五年三月十八日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 埼玉県戸田市美女木一、〇七八ノ

九 溝口康子外三千四百八十四名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第九四五号 平成十五年三月十八日受理

基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 長野県松本市山辺四、二八九ノ

三五 松澤弘子外二十九名

紹介議員 大門実紀史君

昨年、政府税制調査会では中長期的な税制見直し案を小泉首相に答申し、国民の税負担増が不可避と明記した。「広く薄い負担」や「不公平感の是正」を名目に、所得税の課税最低限引下げ、赤字法人への課税などを課題に挙げ、将来の消費税率引上げ方針も明確にした。これを受けた小泉内閣は、二〇〇三年度の税制改正大綱をまとめ、発泡酒やたばこへの増税、外形標準課税の実施、配偶者特別控除の廃止を段階的に実施することを明確にしている。基礎控除を据え置いたまま、配偶者特別控除を廃止すれば、一、二〇〇万人の労働者へ影響し、七、〇〇〇億円に上る大増税になる。課税最低限度額の周辺で働いているパート労働者から低過ぎる課税最低限度額に対して大幅な引上げを求める切実な声が数多く寄せられている。今こそ、諸外国に比べ低く、生活保護基準に比べても低い基礎控除を抜本的に見直し、引き上げていくことが求められている。また、消費税が三%から五%に引き上げられ四大家族で年間四〇万円もの負担増になり、不況は更に深刻になっている。これ以上の消費税率の引上げは国民生活に壊滅的な打撃をもたらすことは明らかである。暮らしを守り、不況を打開するためにも、低所得者層に負担が大きい消費税率の引下げや国民の最低生活費には課税しないという税制の基本原則に立ち返り、基礎控除の大幅な引上げで、課税最低限度額の抜本的な改正が求められている。

一、所得税の基礎控除を大幅に引き上げ、課税最

低限度額を抜本的に改正すること。

二、消費税の大増税計画をきっぱりやめること。

第九四六号 平成十五年三月十八日受理

基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 長野県伊那市大字伊那五、五〇四

平澤正子外二十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九四七号 平成十五年三月十八日受理

基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 長野県小県郡丸井町塩川三、二四

一 岩下純子外二十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九四八号 平成十五年三月十八日受理

基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 長野県上田市大字住吉六五二ノ一

清水祐子外二十八名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

大増税を前提に大企業・大金持ち減税をしながら、配偶者特別控除や特定扶養控除の廃止など所得税や住民税の課税最低限(税金の掛からない基準)の切下げをしようとしている。今まで税金が掛からなかった人に掛かるようになったり、多くの人が増税になる。税額や所得が基になっている国民健康保険料、保育料、介護保険料なども高くなり、公営住宅の家賃や国民健康保険の減免などの制度が受けられなくなる人も出てくる。また、四月からは戦後初めてとなる生活保護基準の引下げを始め、年金や児童扶養手当などの各種手当も引き下げようとしている。

一、配偶者特別控除や特定扶養控除の廃止など課税最低限の切下げはしないこと。

第九五〇号 平成十五年三月十八日受理

課税最低限の切下げ反対に関する請願

請願者 東京都北区中十条二ノ八ノ一四

村上千子外百五十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第九五一号 平成十五年三月十八日受理

課税最低限の切下げ反対に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ二ノ六〇ノ八

二五 高木茂子外百五十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第九五二号 平成十五年三月十八日受理

課税最低限の切下げ反対に関する請願

請願者 東京都北区豊島四ノ一五ノ二五ノ

七〇九 山田幸子外百五十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第九五三号 平成十五年三月十八日受理

課税最低限の切下げ反対に関する請願

請願者 東京都北区豊島四ノ一五ノ二五ノ

七〇九 山田幸子外百五十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

110

号（第一一九九号）（第二二〇〇号）
一、基礎控除の引上げによる課税最低限度額の
抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請
願（第一二〇一号）（第二二〇二号）（第一二〇
三号）（第一二〇四号）（第一二〇五号）（第一二
〇六号）（第一二〇七号）（第一二〇八号）（第一

二〇九号(第一二一〇号)(第一二二一〇号)(第一二二二〇号)(第一二二三〇号)(第一二二四〇号)(第一二二五〇号)(第一二二六〇号)(第一二二七〇号)(第一二二八〇号)(第一二二九〇号)(第一二三〇〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一二二二〇号)(第一二二三〇号)(第一二二四〇号)(第一二二五〇号)(第一二二六〇号)(第一二二七〇号)(第一二二八〇号)(第一二二九〇号)(第一二三〇〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三二〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三三〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三四〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三五〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三六〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三七〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三八〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三九〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四〇〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四二〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四三〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四四〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四五〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四六〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四七〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四八〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四九〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五〇〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五二〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五三〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五四〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五五〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五六〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五七〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五八〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五九〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六〇〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六二〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六三〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六四〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六五〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六六〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六七〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六八〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三二〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三三〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三四〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三五〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三六〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三七〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四三八〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四三九〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四〇〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四二〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四三〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四四〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四五〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四六〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四七〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四四八〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四四九〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五〇〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五二〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五三〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五四〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五五〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五六〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五七〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一四五八〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四五九〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六〇〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六一〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六一〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六一〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六一〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六一〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六一〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

一、消費税の増税に反対、税率の3%への引下げに関する請願(第一五六一〇号)

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一五六一〇号)

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二四号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都千代田区九段南四ノ八ノ一

六 林司外二万九千五百六十九名

紹介議員 勝木 健司君

政府は、平成十五年度税制改正大綱において、消費税改革の施策について明らかにしたが、税の使途の明確化や歳出構造の見直し等を始めとする税制全体の課題に関する情報の開示と国民的議論が十分されているとは言えない。取り分け、総額表示方式への統一(内税化)については、外税・内税の是非や表示方法の統一化の是非等、十分な議論がされない中で決定されていることから、将来の消費税率アップを展望し消費税の負担感・痛税感を希薄化させようとする姑息な対応及び拙速な進め方であると認識せざるを得ない。また、小売段階で既に定着している外税方式を内税に転換することは、小売業者に多くの負担を求めることにもなる。現下の厳しい消費環境からすれば、外税で表示していたものを、そのまま内税に表示する(例えば一〇〇円で表示していたものを一〇五円と表示する)ことは困難であり、流通の各段階の事業者がそのコストを負担せざるを得なくなり、かえってデフレを加速させることになりかねない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税の表示について、総額表示方式(内税化)に統一する義務付けを行わないこと。

第一二二五号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都府中市小柳町三ノ九ノ一三

菅井義夫外一万六千六百三十六名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二六号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市蛍池東町三ノ六ノ二

〇 井伊喜三夫外九千名

紹介議員 円より子君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二七号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台一ノ二三ノ四

高木剛外一万二千名

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二八号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都台東区元浅草三ノ一〇ノ七

ノ七〇四 笹原智行外九千名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二九号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都港区白金三ノ三ノ四ノ二〇

一 吉高弘外八千九百六十三名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一一三〇号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見二ノ三ノ日ノ三

〇一 落合清外九千九百九十名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二六号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市蛍池東町三ノ六ノ二

〇 井伊喜三夫外九千名

紹介議員 円より子君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二七号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台一ノ二三ノ四

高木剛外一万二千名

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二八号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都台東区元浅草三ノ一〇ノ七

ノ七〇四 笹原智行外九千名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一二二九号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都港区白金三ノ三ノ四ノ二〇

一 吉高弘外八千九百六十三名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一一三〇号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見二ノ三ノ日ノ三

〇一 落合清外九千九百九十名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一一三〇号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見二ノ三ノ日ノ三

〇一 落合清外九千九百九十名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一一三〇号 平成十五年三月二十五日受理

消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見二ノ三ノ日ノ三

〇一 落合清外九千九百九十名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第一一三〇号 平成十五年三月二十五日受理

紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三一号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎二ノ二三ノ八
勝尾文三外九千名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三二号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 大阪府泉南市樽井三ノ三ノ一

本田敏一外一万二千名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三三号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都練馬区貫井一ノ四四ノ一二

ノ五〇三 逢見直人外九千名

紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三四号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市山田東二ノ一〇ノ一

五ノ三〇六 和田照男外九千名

紹介議員 樺葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三五号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都多摩市落合五ノ三ノ九ノ二

紹介議員 徳田孝蔵外九千名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三六号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 岡山市京橋町二ノ四 佐藤浩一外

一万二千二百名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三七号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相模大野四ノ五

ノ二ノ六〇三 鈴木博文外九千名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三八号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷一ノ七ノ五ノ

九〇四 秋元かおる外九千名

紹介議員 長谷川 清君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三九号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市御園二ノ一七ノ

一 南雲光男外一万九千名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四〇号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿二ノ一三ノ一〇
ノ五〇一 越河英一外九千名

紹介議員 藤原 正司君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四一号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季四九四ノ三七

二宮誠外九千名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四二号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 茨城県土浦市中村南六ノ八ノ六

岩田直樹外九千名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四三号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 さいたま市上木崎六ノ三五ノ一六

ノAノ二〇五 宮本忠雄外九千名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四四号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市日暮五ノ三五ノC

水谷雄二外一万二千名

紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四五号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市牛沼八四ノ四 池田
晴夫外九千名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四六号 平成十五年三月二十五日受理
消費税の総額表示(内税化)の義務付け反対に関する請願

請願者 東京都豊島区東池袋五ノ四九ノ七

ノIIノ一、一〇四 石田一夫外一

万二千名

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四七号 平成十五年三月二十五日受理
個人消費を減退させ、景気回復を遅らせる大衆増
税反対に関する請願

請願者 神奈川県平塚市纏一〇七ノ一四ノ

一〇二 山田啓二外四千二百八十

九名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一一七八号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市牧の原一ノ七六 羽

石武美外千二百五十一名

紹介議員 池田 幹幸君

日本経済の深刻なデフレにより、国民に雇用・生活不安は募り自殺者は年間三万人を超えるなど大変厳しい事態となっている。かかる事態は、パブル経済とその崩壊後の対策、消費税率5%への引上げ、社会保障の後退など、政治・経済政策の失策から生じたものである。今日の情勢の下に税制を論議するのであれば、国・地方の無駄な公共投資や官業の癒着を正し、税の使われ方を徹底的に見直すことを前提にすべきである。また、税負担においては、累進税制を堅持し、担税力に応

じた公平な負担とすべきである。しかし、二〇三年度税制改正大綱は、大企業・金持ち優遇減税をする一方で、戦後初の本格的所得増税などで多くの国民に負担を求める大衆増税である。大衆増税は、目下の深刻なデフレ状況を決定的な事態に陥らせることは明白である。GDP(国内総生産)の六割を占める個人消費の拡大こそデフレ対策で求められている。国民に痛みを求めるのではなく、大衆減税、雇用不安の解消、社会保障の確立による生活不安の払拭が求められている。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の負担増となる各所得控除の引下げや消費税率引上げなど、大衆増税を行わないこと。
二、消費税の免税事業者・簡易課税適用基準の引下げを行わないこと。

第一一七九号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 京都市南区西九条高島町三八ノ一

五 滝山茂男外千二百五十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八〇号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 東京都西東京市保谷町三ノ二三ノ

四 石毛甲一外千二百五十一名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八一号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院中島町三〇ノ四

大西寿一外千二百五十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八二号 平成十五年三月二十五日受理

大衆増税反対に関する請願

請願者 東京都東久留米市滝山六ノ三ノ八

ノ五〇五 鴻野昭人外千二百五十一名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八三号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合一ノ二九ノ二

四 上地彩子外千二百五十一名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八四号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市牧田町一五ノ一ノA

ノ三二〇 松田正夫外千二百五十一名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八五号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 青森県弘前市大字田園一ノ四ノ一

四 富士春夫外千二百五十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八六号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区若林一ノ四一ノ三

萩原一雄外千二百五十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八七号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市富岡三ノ四ノ一三

千葉県鎌ヶ谷市富岡三ノ四ノ一三

高橋一男外千二百五十一名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八八号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町七ノ四ノ四五 黒

沢孝行外千二百五十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一八九号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 埼玉県新座市石神三ノ一〇ノ二八

加納芳昭外千二百五十一名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九〇号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町砂田六四

柴山美奈子外千二百五十一名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九一号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市宮原町二ノ二〇九

栗原龍二外千二百五十一名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九二号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 大阪府守口市菊水通三ノ一〇ノ九

川上智子外千二百五十一名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九三号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 京都府八幡市美濃山御幸八ノ四

中村勇外千二百五十一名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九四号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 香川県高松市岡本町六四ノ七 細

川章三外千二百五十一名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九五号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 大阪府旭区新森四ノ六ノ三 濱田

岩夫外千二百五十一名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九六号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 徳島市西新町五ノ三一 山口弘美

外千二百五十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九七号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡神栖町神栖一ノ一四

ノ二四 細川義雄外千二百五十一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九八号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷五四

七ノ四 秋本信二外四千三百七名
紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一一九九号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願
請願者 東京都墨田区石原三ノ五ノ八 鷲
尾香子外四千九百九十九名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一二〇〇号 平成十五年三月二十五日受理
大衆増税反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区住吉台六ノ一二ノ一
〇五 松尾幸子外二千四百九十九
名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一二〇一号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 長野県松本市寿小赤一七四ノ一
清水哲弥外二千二百十五名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇二号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 千葉市若葉区貝塚町六五ノ五
高橋幸雄外二千二百十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇三号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 北海道室蘭市水元町一七ノ一ノ四

〇四 伊藤典子外二千二百十五名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇四号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二ノ九 鈴木寛外
二千二百十五名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇五号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 愛知県豊明市二村台五ノ一ノ一
野津忠彦外二千二百十五名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇六号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区東葛西二ノ八ノ一
五 原田儀平外二千二百十五名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇七号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 三重県伊勢市東町笹尾西四ノ二
四ノ五 萩原正博外二千二百十五名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇八号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市桜木町一ノ五ノ八
鈴木郁美外二千二百十五名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二〇九号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市中里六ノ九五ノ一七
ノ四二〇 郷久雄外二千二百十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一〇号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 千葉県四街道市和田一七五ノ六
一條孝男外二千二百十五名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一一号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 仙台市太白区柳生四ノ一八ノ一ノ
六〇五 本間和郎外二千二百十五名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一二号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 さいたま市根岸三ノ一六ノ八 柳
田美智子外二千二百十五名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一三号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的

な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 長野県小諸市大字御影新田二、二
八ノ一ノ三 北澤正夫外二千二百十五
名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一四号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 埼玉県桶川市上日出谷一、三二二ノ
二 伊藤勝義外二千二百十五名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一五号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 名古屋市中東区小井堀町七〇一
河合由紀子外二千二百十五名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一六号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 愛知県豊明市栄町上姥子六ノ六五
ノ四〇九 小西久夫外二千二百十五
名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一七号 平成十五年三月二十五日受理
基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的
な改正と消費税の増税反対に関する請願
請願者 札幌市北区新川三条九ノ二ノ二一
泉美恵子外二千二百十五名
紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一八号 平成十五年三月二十五日受理

基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 仙台市泉区鶴が丘四ノ一九ノ一二

進藤典子外二千二百十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二一九号 平成十五年三月二十五日受理

基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市桑原六ノ七ノ一八

石原陽子外二千二百十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二二〇号 平成十五年三月二十五日受理

基礎控除の引上げによる課税最低限度額の抜本的な改正と消費税の増税反対に関する請願

請願者 群馬県佐波郡境町大字境二二一

富田幸子外二千二百十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第一二二二号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市美幸町八ノ一三

奥 野政雄外二千二百四十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二三号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻一ノ二四ノ二〇

平澤健吾外二千二百四十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三三三号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市新堀一、二一八ノ六

黒沢信也外二千二百四十三名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二四号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市北本町二ノ一五七

梅野真照外二千二百四十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二五号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 埼玉県北本市石戸四ノ二七一

小 海明外二千二百四十三名

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二六号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 東京都豊島区高田三ノ二〇ノ一一

ノ五〇二 中山一郎外二千二百四十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二七号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市北本町二ノ九三

池 田盛外二千二百四十三名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二八号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市小溝八七六ノ一九七

小師堅一外二千二百四十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二九号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 東京都足立区加賀二ノ二三ノ四

橋本喜代一外二千二百四十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三〇号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 熊本市奥古閑町二、五二七

奥村 浩昭外二千二百四十三名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三二号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 熊本県宇土市三拾町一四四ノ二〇

村松ウタ子外二千二百四十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

もたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 埼玉県春日部市栄町二ノ一六九

中島光江外二千二百四十三名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三三三号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市桜ヶ丘五ノ一ノ一〇

池本勝次外二千二百四十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三四号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区相沢四ノ二ノ三

村 田政光外二千二百四十三名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三五号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 広島県呉市宮原一ノ二ノ一八

橋 田京子外二千二百四十三名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三六号 平成十五年三月二十五日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 広島県安芸郡音戸町北隠渡二ノ一

三ノ三 佐々木初子外二千二百四十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二七号 平成十五年三月二十五日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 東京都新宿区余丁町五ノ六 榎本
隆司外二千二百四十三名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二三八号 平成十五年三月二十五日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 熊本県下益城郡小川町東海東二
四三九ノ二 富永憲義外二千二百
四十三名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二二九号 平成十五年三月二十五日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 熊本市大江三ノ二ノ一ノ三ノ二五
迫間久美外二千二百四十三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一二四〇号 平成十五年三月二十五日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 熊本県宇土市笹原町二五七 永井
信廣外二千二百四十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一三一一号 平成十五年三月二十五日受理
無認可保育所の保育料に対する消費税の非課税化
に関する請願

請願者 沖縄市高原五〇二ノ一 新崎綾子
外九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四八二号と同じである。

第一三一二号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 東京都杉並区和田三ノ五〇ノ九
小美濃信子外六百十九名

紹介議員 井上 美代君

小泉内閣は、昨年一〇月から高齢者の医療費負
担を引き上げ、今年四月から健保本人三割負担な
どの医療改悪を実施しようとしている。国民の六
割が反対しているのに、国会でまともな審議もし
ないまま決めたことは断じて許せない。さらに、
国の補助が削られたことが大きな原因になって、
自治体で介護保険料や国民健康保険料(料)などの
値上げがされようとしている。政府・財界は年金
などの社会保障財源を口実に消費税の大増税をね
らい、大企業・大金持ち減税をしながら、配偶者
特別控除の廃止など所得税や住民税の課税最低限
(税金の掛からない基準)の切下げをしようとし
ている。今まで税金が掛からなかった人に掛かる
ようになったり、多くの人が増税になる。税額や
所得が基になっている国民健康保険料(料)、保育
料、介護保険料なども高くなり、公営住宅の家賃
や国民健康保険の減免などの制度が受けられな
くなる人も出てくる。また、今年四月からは制度発
足以来初めてとなる生活保護基準の引下げを始
め、年金や児童扶養手当などの各種手当も引き下
げようとしている。

ついで、国民の命と暮らしを守り、今日の不
況を打開するため、次の事項について実現を図ら
れたい。

一、配偶者特別控除の廃止など課税最低限の切下
げはしないこと。

第一三二三号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 大阪府貝塚市橋本六八四ノ五六ノ
二六三 青野清美外六百十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第一三三四号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ七ノ一五ノ
五〇一 林伸好外六百十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第一三三五号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 東京都八王子市石川町八五ノ一
一 藁谷幸雄外六百十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第一三三六号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 東京都八王子市八日町四ノ一二
小峰直一外六百十一名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第一三三七号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 奈良県天理市平等坊町一一九ノ四
〇三 野木達也外六百十一名

紹介議員 緒方 靖夫君

課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 札幌市厚別区もみじ台東三ノ一ノ
Eノ一四ノ三〇九 安濃貢外六百
十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第一三二〇号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋本町二ノ八ノ六
中田潤外六百十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第一三二二号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 岡山県総社市新本七〇九〇ノ二
中山奉子外六百十一名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第一三二三号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願

請願者 岡山市柳町二ノ一〇ノ一三 田中
啓三外六百十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

○ノ四〇四 富田守外六百十一名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三二五号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願
請願者 大阪市平野区瓜破東一ノ六ノ五ノ
一〇八 早崎智佳外六百十一
名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三二六号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願
請願者 大阪府八尾市楠根町二ノ三四ノ二
六 上地三作外六百十一名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三二七号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願
請願者 徳島市論田町本浦下一二二ノ一
一 平岡功吉外六百十一名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三二八号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願
請願者 徳島県板野郡北島町北村字西蛭子
三〇 丸添敏夫外六百十一名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三二九号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願
請願者 大阪市平野区長吉長原西三ノ一〇
ノ六ノ一、三ノ一〇 佐々木明子外
六百十一名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。
第一三三〇号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願
請願者 徳島市末広四ノ一ノ二二 縄手牧
外六百十一名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三一号 平成十五年三月二十五日受理
課税最低限切下げ反対に関する請願
請願者 大阪市生野区小路東二ノ二二ノ二
六 上森美智子外六百十一名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三三三号 平成十五年三月二十六日受理
大衆増税反対に関する請願
請願者 兵庫県加古川市野口町北野八四七
ノ八 小倉一恵 外六千七百八十
三名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一三三四号 平成十五年三月二十六日受理
大衆増税反対に関する請願
請願者 岡山県英田郡英田町尾谷二三六
小林由美子外二千四百九十九名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一三三六号 平成十五年三月二十六日受理
消費税の免税点制度等の維持に関する請願
請願者 東京都三鷹市中原三ノ一一ノ五
酒井浩治外一名

紹介議員 大淵 綱子君
この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一三四八号 平成十五年三月二十六日受理

国民本位の減税による景気回復、国民に大増税を
もたらす小泉税制改革の中止に関する請願
請願者 さいたま市下落合七ノ一一ノ一
丸山肇外千七百九十一名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一三五二二号 平成十五年三月二十七日受理
大衆増税反対に関する請願
請願者 宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎一
〇九 大村敏雄外四千六百八十四
名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一三五三三三号 平成十五年三月二十七日受理
大衆増税反対に関する請願
請願者 兵庫県加古川市平岡町山之上五五
七ノ一 小西英男外二万四千六百
四十五名

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

第一四二四四号 平成十五年三月二十七日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税の中止、
景気回復に関する請願
請願者 千葉県山武郡山武町麻生新田六四
ノ一 戸村倫明外千七百四十名

紹介議員 池田 幹幸君
日本の経済は、生産拠点の中国などへの海外移
転による空洞化の下での大量失業と賃下げ、医療
制度など社会保障改悪による三兆二千四百億に及
ぶ国民負担増、銀行の不良債権処理による中小企
業の倒産など、先の見えない消費不況に陥ってい
る。農村は、農産物の輸入急増と価格暴落、減反・
減産の拡大による農家経済の悪化によって、地域
経済全体が冷え込んでいく。この不況を打開する
道は、国民の生活、雇用・営業への不安を取り除
き、消費を拡大する以外にない。政府与党三党は、

「二〇〇三年度税制改正大綱」を決め、大企業・大
金持ちには一・八兆円の減税を先行させ、農家や
国民には九千億円の増税を強いる方針を打ち出
した。この特徴は、(一)消費税の税率を大幅に引
き上げる。現行三千万円の売上高の基準(免税点)
を一千万円に引き下げ、多くの農家・中小業者を
消費税課税対象にする。(二)配偶者特別控除など
諸控除を廃止し、課税最低限を引き下げ生活費に
まで税金を掛ける。(三)法人事業税に一律外形標
準課税を導入し、農事組合法人や中小企業などに
大増税を強いる中身となっている。不況を一層深
刻にし、地域経済と農家経営を破壊する庶民大増
税を中止し、庶民減税で景気の回復と地域農業の
振興と、地域経済の再生を図る政策の実施を求め
る。

ついては、次の措置を採らねばならない。
一、消費税の税率の引上げを行わないこと。また
免税点の引下げ、簡易課税制度の廃止・見直し
はやること。
二、配偶者特別控除などの廃止による課税最低限
の引下げ、庶民増税をやめること。

第一四二五五号 平成十五年三月二十七日受理
国民に大増税をもたらす小泉税制改革反対に関す
る請願
請願者 埼玉県春日部市谷原一ノ一一ノ四
ノ四〇四 岡田孝夫外二千二百七十
三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第一四二六六号 平成十五年三月二十七日受理
国民に大増税をもたらす小泉税制改革反対に関す
る請願
請願者 埼玉県加須市久下一ノ一二ノ四
野本武司外二千二百六十八名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第五部 財政金融委員会会議録第七号 平成十五年四月十七日【参議院】

第一四二七号 平成十五年三月二十七日受理
国民に大増税をもたらす小泉税制改革反対に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市大字中奈良二、一九五ノ三 市川昌男外二千六百六十八名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第一四二八号 平成十五年三月二十七日受理
国民に大増税をもたらす小泉税制改革反対に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町用土二、五四四ノ四 茂木繁外二千六百六十八名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第一四二九号 平成十五年三月二十七日受理
国民に大増税をもたらす小泉税制改革反対に関する請願

請願者 埼玉県比企郡川島町上伊草一、七〇三ノ一 森島年春外二千六百六十八名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第一四三〇号 平成十五年三月二十七日受理
国民に大増税をもたらす小泉税制改革反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市木野目三〇ノ一五 松井大晟外二千六百六十八名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第一四三一号 平成十五年三月二十七日受理
消費税の大増税反対、税率の三％への引下げに関する請願

請願者 千葉県木更津市本郷二ノ一ノ四三 菅沼由光外三百三名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第一四三二号 平成十五年三月二十七日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 千葉県船橋市芝山七ノ二一ノ三 森戸孝三外八百三名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願(第一四八六号)

一、日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願(第一五六二号)(第一五六三号)(第一五六四号)(第一五六五号)(第一五六六号)(第一五六七号)(第一五六八号)(第一五六九号)(第一五七〇号)(第一五七一号)(第一五七二号)(第一五七三号)(第一五七四号)(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五八〇号)(第一五八一号)

第一四八六号 平成十五年三月三十一日受理
国民本位の減税による景気回復、国民に大増税をもたらす小泉税制改革の中止に関する請願

請願者 横浜市港北区新羽町二、七二七 佐々木正直外三百四十六名
紹介議員 岩佐 惠美君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一五六二号 平成十五年四月三日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字下清水乙二二六

紹介議員 五戸富三外七十七名
池田 幹幸君
日本の経済は、生産拠点の中国などへの海外移転による空洞化の下での大量失業と賃下げ、医療制度など社会保障改悪による三兆二千四億円に及ぶ国民負担増、銀行の不良債権処理による中小企業の倒産など、先の見えない消費不況に陥っている。農村は、農産物の輸入急増と価格暴落、減反・減産の拡大による農家経済の悪化によって、地域経済全体が冷え込んでいる。この不況を打開する道は、国民の生活、雇用・営業への不安を取り除き、消費を拡大する以外にない。政府与党三党は、「二〇〇三年度税制改正大綱」を決め、大企業・大金持ちには一・八兆円の減税を先行させ、農家や国民には九千億円の大増税を強いる方針を打ち出した。この特徴は、(一)消費税の税率を大幅に引き上げる。現行三千万円の売上高の基準(免税点)を一千万円に引き下げ、多くの農家・中小業者を消費税課税対象にする。(二)配偶者特別控除など諸控除を廃止し、課税最低限を引き下げ生活費にまで税金を掛ける。(三)法人事業税に一律外形標準課税を導入し、農事組合法人や中小企業などに大増税を強いる中身となっている。不況を一層深刻にし、地域経済と農家経営を破壊する庶民大増税を中止し、庶民減税で景気回復と地域農業の振興と、地域経済の再生を図る政策の実施を求める。

一、消費税の税率の引上げを行わないこと。また、簡易課税制度の廃止はやめること。
二、配偶者特別控除などの廃止による課税最低限の引下げ、庶民増税をやめること。

第一五六三号 平成十五年四月三日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県取手市青柳四三 武藤久義 外六十名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六四号 平成十五年四月三日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県つくば市上岩崎一、〇一三 諸町富子外六十名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六五号 平成十五年四月三日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県潮来市日の出八ノ一五ノ四 一 石村祐子外六十名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六六号 平成十五年四月三日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 川崎市麻生区百合丘二ノ六 佐藤和恵外六十名
紹介議員 岩佐 惠美君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六七号 平成十五年四月三日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県潮来市大山一、七六六ノ三 二五 吉田研司外六十名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六八号 平成十五年四月三日受理
日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 山形県東田川郡藤島町大字小中島 七五 林正夫外六十名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五六九号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 青森県弘前市高杉字阿部野三七六

高杉春美外六十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七〇号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 青森県弘前市吉川字山下一一一

吉澤栄外六十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七一号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県潮来市潮来七、四〇二ノ二

榊原徹外六十名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七二号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 青森県弘前市高杉神原一〇四ノ一

津嶋信博外六十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七三号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県潮来市辻二四四 方波見一

夫外六十名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七四号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 青森県弘前市青女子桂川三七六ノ

三 鈴木忠志外六十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七五号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 川崎市川崎区浜町一ノ三ノ三 藤

本暢隆外六十名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七六号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 青森県南津軽郡田舎館村大字十二

川原字鱈沼一ノ一 田中正一外六十

名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七七号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 青森県弘前市高杉神原一〇六

寺田節子外六十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七八号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景

気回復に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字大山わノ一〇八

佐藤教久外六十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五七九号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 山形県東田川郡余目町吉岡下南二

五 石川喜章外六十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五八〇号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡神栖町知手四、三一

四ノ四 大瀬良建一外六十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一五八一号 平成十五年四月三日受理

日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税中止、景気回復に関する請願

請願者 茨城県行方郡麻生町白浜二五〇

行方佐久子外六十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案（第百五十四回国会提出、衆議院継続審査）
二、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措

置法案

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等（第三条―第七条）

第三章 公正取引委員会への措置請求等（第八条・第九条）

第四章 罰則（第十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置その他の措置をとることにより、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

2 この法律において「酒類小売業免許」とは、酒税法第九条第一項の規定による酒類の販売業免許（販売の代理業又は媒介業に係るものを除く。）のうち同法第十一条の規定により販売方法として酒類販売業者（同法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者をいう。以下同じ。）又は酒類製造業者（同法第七条第一項の規定により酒類の製造業免許を受けて酒類の製造を業とする者及び同法第二十八条第六項の規定により酒類製造者とみなされた者でその酒類に自己の商標を表示して販売することを業とする者をいう。以下同じ。）に対する販売に限る旨の条件を付されたものの以外のもをいう。

3 この法律において「酒類小売業者」とは、酒類小売業免許を受けた者をいう。

4 この法律において「酒類小売販売場」とは、酒類小売業者が酒類小売業免許を受けて酒類の販売を営む場所をいう。

第二章 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等

(緊急調整地域の指定)

第三条 税務署長は、次に掲げる要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができる。

一 当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場(酒類小売業免許について酒税法第九条第二項の規定により期限が付されている酒類小売販売場その他の政令で定める酒類小売販売場を除く。以下この項において同じ。)のうちに酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当すること。

二 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について定められた経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること。

イ 経営の改善の目標

ロ 仕入れ又は配送の共同化、経営形態の転換、経営管理の合理化、設備の近代化その他の経営の改善のために実施する措置の内容

ハ 経営の改善を実現するための期間

ニ その他財務省令で定める事項

2 緊急調整地域の区域は、一の市町村(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を含む。)の区域を超えないものとする。

3 第一項の規定による緊急調整地域の指定の有効期間は、一年とする。

4 税務署長は、第一項の規定により緊急調整地域を指定する場合には、関係市町村長(特別区の区長を含む。)の意見を聴かなければならない。

5 税務署長は、第一項の規定により緊急調整地域を指定する場合には、その旨及びその区域を公告しなければならない。

(酒類小売業免許の付与の制限等)

第四条 税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の付与及び酒税法第十六条第一項の規定による他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならない。ただし、同法第十一条の規定により販売方法として通信販売に限る旨の条件を付して酒類小売業免許を付与する場合その他の政令で定める場合については、この限りでない。

(緊急調整地域の指定の解除)

第五条 税務署長は、緊急調整地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

2 第三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により緊急調整地域の指定を解除する場合について準用する。

(報告の徴収等)

第六条 税務署長は、第三条の規定により緊急調整地域を指定し、又は前条の規定によりその指定を解除する場合において必要があると認めるときは、その必要な限度において、酒類小売業者に對し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に對し質問させ、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置)

第七条 国は、酒類小売業者による第三条第一項第二号の経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 公正取引委員会への措置請求等

(公正取引委員会への措置請求)

第八条 国税局長又は税務署長は、酒類販売業者の取引に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十九条に規定する不正な取引方法に該当事実があると思料するときは、公正取引委員会に對し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(酒類の取引の条件に關する基準)

第九条 酒類製造業者及び酒類卸売業者(酒類販売業者又は酒類製造業者に対する酒類の販売(販売の代理又は媒介を含む。)を業とする酒類販売業者をいう。)は、酒類の販売数量に応じてする酒類販売業者への金銭の供与その他酒類販売業者との酒類の取引の条件について基準を定めるとともに、これを取引関係その他これに類する関係のある酒類販売業者に對し提示するよう努めなければならない。

第四章 罰則

第十条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 第四条の規定は、この法律の施行前にされた酒類小売業免許の付与の申請又は酒税法第十六条第一項の規定による他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可の申請についての処分については、適用しない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、平成十七年八月三十一日限り、その効力を失う。

(公正取引委員会への措置請求に關する経過措置)

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第二十九条に規定する不正な取引方法に該当事実があるときは、この法律の失効前にあつた場合における第八条の規定による措置請求については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)

第六条 この法律の失効前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 前二条に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

(酒税法の一部改正)

第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改め、同条第二号中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改め、「第七号」の下に「又は第七号の二」を加え、「取消し処分」を「取消処分」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第八号まで」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第三項第四号(同法第二十二條第五号(禁止行為)(酒類の提供に係る部分に限る)に限り、同法第三十二條第三項(深夜における飲食店営業の規制等)において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下同じ。、第九号(同法第二十八條第十一項第四号(店舗型風俗特殊営業の禁止区域等)(酒類の提供に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第十二号(同法第三十一條の十三第二項第五号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)酒類の提供に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第五十條同法第四十九條第三項第四号、第九号又は第十二号に係る部分に限る。の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八條の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條(傷害)、第二百六條(現場助勢)、第二百八條(暴行)、第二百八條の三(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二條(脅迫)若しくは第二百四十七條(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五

年法律第六十号)の罪を犯したことににより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者である場合

第十二條の見出し中「取消し」を「取消し」に改め、同条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「第七号若しくは第八号」を「若しくは第七号から第八号まで」に改め、同条第四号中「但し」を「ただし」に改める。

第十四條第二号中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第八号まで」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とする。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六條の八」を「第八十六條の九」に改める。

第八十六條の七を次のように改める。

(酒類の表示に関する命令)

第八十六條の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、その遵守しなかつた表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの(以下「重要基準」という。)に該当するものであるときは、その者に對し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

第八十六條の八中「規定による命令をしよう」を「規定により重要基準を定めよう」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(酒類販売管理者)

第八十六條の九 酒類小売業者(酒類製造業者又は酒類卸売業者であつて酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を

含む。以下この条において同じ。)、は、販売場ごとに、財務省令で定めるところにより、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わなければならない。

2 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者を酒類販売管理者に選任することができない。

一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合

二 酒税法第十條第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者に該当する場合

3 酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う第一項の助言を尊重しなければならない、当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者は、酒類販売管理者が行う同項の指導に従わなければならない。

4 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、財務省令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

5 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、三月以内に、財務省令で定めるところにより、当該酒類販売管理者に、酒類の販売業務に関する法令に係る研修(小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができることを認めて指定したものが行うものをいう。)を受けさせるよう努めなければならない。

6 財務大臣は、酒類販売管理者が第二項各号のいずれかに該当すると認めたとき、又はその者がその職務に関し酒類の販売業務に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により酒類販売管理者として不適当であると認めたときは、酒類小売業者に對し、当該酒類販売管理者の解任を勧告することができる。

第九十八條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第八十六條の九第一項の規定に違反して酒類販売管理者を選任しなかつた者(第一百條中「一」を「いずれかに」に改め、「酒類製造業者」の下に「若しくは酒類販売業者」を加え、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十二号中「又は」を「、」第八十六條の九第四項又は「に」に改め、同条第十七号中「引渡」を「引渡し」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年九月一日から施行する。

(免許の要件に係る経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)第七條第一項、第八條又は第九條第一項の免許の申請をした者の当該申請に係る免許の要件については、なお従前の例による。

(免許の取消しに係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧酒税法第七條第一項、第八條若しくは第九條第一項の免許を受けている者又はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)第七條第一項、第八條若しくは第九條第一項の免許を受けた者に対する新酒税法第十二條、第十三條又は第十四條の規定による免許の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた

事由については、なお従前の例による。

(酒類販売管理者の選任に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧酒税法第七条
第一項又は第九条第一項の免許を受けている酒
類小売業者(第二条の規定による改正後の酒税
の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「新
組合法」という。)第八十六条の九第一項に規定
する酒類小売業者をいう。次条において同じ。)
は、この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)から一月以内に、酒類販売管理者を選任し
なければならない。

(酒類の販売管理研修に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧酒税法第七条
第一項又は第九条第一項の免許を受けている酒
類小売業者は、施行日以後最初に選任した酒類
販売管理者については、新組合法第八十六条の
九第五項の規定にかかわらず、施行日から一年
以内に、酒類の販売業務に関する法令に係る研
修を受けさせるよう努めなければならない。

2 この法律の施行前にした免許の申請に基づき
この法律の施行後に新酒税法第七条第一項又は
第九条第一項の免許を受けた酒類小売業者は、
当該免許を受けた日以後最初に選任した酒類販
売管理者については、新組合法第八十六条の九
第五項の規定にかかわらず、酒類販売管理者を
選任した日から六月以内に、酒類の販売業務に
関する法令に係る研修を受けさせるよう努めな
ければならない。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。